

地域と農業

会報

第24号
Mar. 1997

Winter

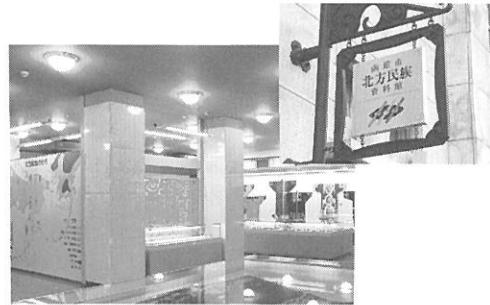
特集

どうなる北海道農業

社団法人 北海道地域農業研究所



霧多布湿原センター



函館市北方民族資料館



岩見沢市郷土科学館

北の大地で芽をだし20年、
今では大地にしつかり根をはり
大きく広がった幹をもつ企業へと育ちました。
北海道で生まれ、北海道で育った私たち、
これからも北海道の歴史と人と未来を見つめつづける
企業でありたいと考えます。

歴史と人と未来を結んで

おもな業務内容

- 博物館・資料館など展示施設の設計・施工
- パンフレット・カタログなど印刷物の企画・制作
- 映像やコンピュータ装置による観光案内施設
- 看板・標示板などのサイン計画

株式会社 現代ビューロー^{gb}
GENDAI BUREAU CO.,LTD.

Tel 010-602-8321 札幌市中央区北2条西3丁目 札幌第1ビル7F
TEL 011-231-6049 FAX 011-222-6149

地域と農業

v o l. 24

(表紙写真)

「雪原の煌めき」

美瑛町

撮影者・池田宣博



— 目 次 —

2

み
観 察

企業的な農業経営育成の課題

研究所長 七戸長生

4

特 集

研究座談会「どうなる北海道農業」—21世紀への展望—

W T O 体制下の日本(北海道)農業

札幌大学 経済学部 岩崎徹

7

国民的合意の北海道農業 (株)コープさっぽろ生活文化研究所
所長 田端弘子

12

北海道農業への展望 北海道立中央農業試験場
稲作・畑作・酪農・園芸作物 経営部長 長尾正克

15

担い手対策 (社)北海道農業担い手育成センター
所長 笹川幸男

18

農地の流動化対策 北海道東海大学 国際文化学部
教授 谷本一志

20

農協の対応策 北海道大学農学部
助教授 坂下明彦

25

Essay 道産豆ユーザーの熱い思い
広報ほくれん編集長 能條伸樹

28

連載 No.10 あのマチ・このムラ地域おこし活躍中
島根県仁多郡横田町の事例 専任研究員 井上誠司

32

解説 「貿易自由化」と「地球環境破壊」(I)
北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾正克

36

ときの話題 農業・農村を道民共通の財産に 一都道府県初の農業振興条例
北海道大学 教授 太田原高昭

38

お知らせ 揭示板

40

D A T A F I L E • 編集後記

企業的な農業経営育成の課題

研究所長 七戸長生

将来地域農業の担い手として、企業的な経営意欲に燃える農業者の登場が大いに期待されている。ところが最近の統計（平成八年十一月現在）によれば、全道の認定農業者の数は一萬六一〇名であるといふ。これは全道の総農家数の一三・〇%、第一種兼業農家を除く主業農家に対する比率でいえば一七%に当たるが、読者の皆さんはこの数値にどのような感想をお持ちであろうか。

常口頃、本道の農業は府県の農業に比べて大規模な専業が多いといふことが強調されていてからいえば、全国の八万七、〇〇〇人弱に対して、この数字はいささか少ないようと思われるかもしれない。

しかし他面からいえば、各市町村が樹てた基本構想の水準があまりにも高すぎたため、簡単には手の届かないレベルになつていると考える人もあつ。事実、大半の市町村では一戸当たり目標農業所得を七〇〇～七五〇万円、これを年間一人当たり二、〇〇〇時間以内の労働時間で達成することとしているから、あいそれとは達成できない目標なのかもしだい。あるいは、認定農業者になると低金利の資金融資を受けられるという優遇措置が注目されたが、実際には「前評判」ほどの魅力がないのではないか、というコアルな判断がこの低比率をもたらしたのかもしない。

だが、農業近代化の達成比率という点からいえば、制定以来既に三五年以上も経過した農業基本法が目標として掲げた「自立経営農家」の比率は、総農家の僅か六・七%の水準にとどまっている。基本法農政の名の下に膨大な構造改善事業が講ぜられ、多年の歳月を経過しながらも、自立経営農家が一向に増加せず、いまだに日本農業の主流を担う存在となつていはないのは、一体、何故だろうか。

その理由としては、日本の国民経済の動向をはじめとして、わが国の農業・農村を取り巻く社会経済的な環境条件の急速な変動が挙げられるであろう。確かにそれらの条件は、欧米先進諸国で「農業革命」を可能にし、農業の黄金時代を招來したような諸条件とは、全く様相を異にしている。

だが、それらの理由に加えてもう一つ注目すべきことは、農業の近代化というような、時代を画する歴史的な展開を達成するに当たって、はたして妥当な政策手法が採られたか、否かという問題である。

つまり、企業的な収益実現を目的として農業経営を當むに

は、少なくとも次の三つの条件が前提となる。第一に企業的経営を強むにふさわしい技術並びに経営管理の能力を持つ人材の養成・確保。第二にこの人的手腕をフルに發揮しうる農地基盤の確保をはじめとする物的手段の調達・整備。そして第三は、これらの企業的な活動の基本をなし、活動の方向づけを与える資本の調達・運用であつて、少なくともこの三つの要素をワン・セッテの形で揃えることが、企業的経営が存立するための要件である。

ところが、現実の家族労作的な農業経営の実状は、田標とする条件から甚だしくかけ離れていくばかりでなく、年々の営農のかたわらそれらの条件整備を積み上げていくと、個別漸進的な改善方向も極めて困難な状況にある。すなわち第一の人的資質の向上のためには、少なくとも二～五年間の「企業的な経営実務」に携わって、通常管理の研修を重ねる必要がある。それは、碌に簿記もつけず、原価計算の実務もしない「生産的な経営」の延長線上の研修ではほとんど意味をなさない。第一の生産基盤の整備問題は、数多くの零細な農地が不規則に分散して、互いに交錯しあつた状況の改善が、個々の農業者の努力だけでは極めて困難である」とかも明らかにならう。さらに第二の資本の問題についても言えば、今日の経済社会で活動している大企業が、多くの出資者の提供する資金をモードにして事業を進めてくるのに対して、従来の農家においては、何がしかの自己資金の他は、もつぱり借入金

に依存する形で資金が調達されてきた。そのため収益が低く資金の蓄積力が乏しい段階では、たゞ借入金に依存して、資本の調達・運用を図りやる見えないとこの制約から脱け出ることができない。

つまり前述のよう三つの要素がワン・セッテの形で揃つてもない」という試行錯誤の努力の積み重ねにゆだねてきただといふに、農業経営近代化が容易に達成できなかつた原因があるとみられのである。

したがつて、多くの人々は今日の社会情勢の下で、今後田標とすべき企業的な近代的な農業経営がいかなる形で存在しうるかを具体的にイメージわかることが出来ない。すればからか、どのようにしてこの田標に到達すべきか、その道筋をどのように手段と計画によって達成すべきか、も明らかになつていよい。もしもしそうであるとしたら、「このようにすれば立派に近代的な企業経営が成立しますよ」という代表的な実例を、それぞれの地域に提示する」とが先決であろう。根室で展開された「新酪農村」のような近代的な農業経営群が、畑作地帯、稻作地帯、園芸地帯でものよのな集落構造を基盤にして、具体的に成立しうるかを示してほし。これをいかにして一般化す

研究座談会



北海道地域農業研究所ではWTO体制移行等、国際化の嵐のなかで激動する、今後の北海道農業のあり方について、二十一世紀への展望を切り拓くべく、緊急に一月二十七日札幌市において研究座談会を行った。

どうなる北海道 農業

二十一世紀への展望

出席者

岩崎 徹

札幌大学経済学部 教授

田端 弘子

株式会社 コープさっぽろ生活文化研究所 所長

長尾 正克

北海道立中央農業試験場 経営部長

笹川 幸男

社団法人 北海道農業担い手育成センター 所長

谷本 一志

北海道東海大学国際文化学部 教授

坂下 明彦

北海道大学農学部 助教授

司会

幸 健一郎

社団法人 北海道地域農業研究所 研究部長

WTO体制下歴史的転換期に直面する北海道農業

司会：新年あめでどうぞいります。

今年は一九九七年ですから100年までわずか二年というところで、本日の座談会は二十世紀へ向けての北海道農業はどうなっていくのかを、今日お集まりの六人の方々から個人的見解で結構ですのとお聞かせ願いたいと思います。



▲幸 健一郎さん

意を得るためにはじめました。第二の柱は北道農業の二十世紀への展望を具体的にどう描いていくかという、この三つの柱で話を進めていきたいと思います。

まず第一の課題に入る前に現代の農業情勢を総括してみますと、平成五年十一月十五日にカットワルグアイラウンド（訳1）でまさに青天の霹靂というか日本政府が協定合意をいたしました。

これまで国会において米の自由化反対の三回にわたる決議を無視して、翌年一九九四年（平成六年）には国会で批准をしました。この第一にこれらの農業を語る場合に、国民的な合意がなければなかなか農業というのは成り立たないだろうということ、国民的な合

影響を与えるであろうという情勢のかじつといふことです。第三の柱は

のなかで二十一世紀を迎えるようとしてあります。そういうことで先ず最初に岩崎さんから、WTO体

WTO体制下の日本（北海道）農業

札幌大学経済学部 教授 岩崎徹

WTO体制とは？

輸出国の世界支配

岩崎：北海道農業はWTO体制下のなかで大きな歴史的転換期に直面しているのではないかと思います。

はじめにWTO体制下の日本農業についての総論的な問題提起をしたいと思います。WTO体制が、

岩崎：WTO体制下の日本農業は日本農業に対して農業保護の削減、それから農産物の生産体制の国際化、特に土地利用型農業である北海道がつくる農産物、これは今まで国際化していましたけれども、それが一層国際化を迫られるということだと思います。このWTO体制は、九九年に見直しすることになりますので、日本農業の立場、北海道農業の立場

制下における北海道農業はどうなっていくのだろうかといふとのお話を伺いたいと思います。

つまりのところ、WTO体制下における北海道農業はどうなっていくのかじつといふことです。第三の柱は北道農業の二十世紀への展望を具体的にどう描いていくかといふことになります。そういうことになっておりますので、日本農業の立場、北海道農業の立場

からこの段階で見直しを迫つてい
くといふことが必要だうと思
います。

過剰基調下のWTO体制から 食糧不足下のWTO体制へ

WTOが発足し、ガット合意し
たあの時期は、世界の農産物はど
ちらかといふと過剰基調だつたわ
けです。ところが九五年の後半以
降、世界の穀物価格は高騰、その
背景には在庫率が規定水準を大幅
に割つてきているということがあ
ります。現在穀物の在庫率は安全
基準である一五%を大幅に割つ
いますが、丸紅の予測ですと十年
後には七・七%になるといふこと
です。そういう意味ではレスター
・ブーランの予言が当たりつ
てゐます。過剰のWTO
体制は、アメリカ的な輸出国市場
型の体制でしたが、不足下のW
TO体制の場合は、おそらく状況は
変わらうと思われます。

もう一つ、昨年の十一月にロー^マで食糧サミットが開かれまして、
かつてないほどNGOが世界の舞

台で活躍したのです。会議全体で

はそのNGOが肩透かしを食つた
という側面はあつたのですが、全
体から見ますと基本的人権として
の食糧権といふことが議題になり
ました。それからアメリカやアル
ゼンチン等のいわゆる貿易推進派

は、ローマ宣言の中にも農産物貿
易を一層推進するということを入
れたかったのですが、これは多く
の国、日本・韓国・EUそして、
ほとんどの途上国がそれに反対し
て、結局それは引つ込めざるをえ
なかつたということになつたわけ
です。

世界食糧安全保障の制定を

食糧サミットの宣言では必ずし
も盛り込まれなかつたのですが、
NGOの役割、途上国とか先住民
族とか女性だとかそういう弱い
立場の人達が大いに発言して、N
GO独自の会議が何回も開かれま
した。その中で言われていること
は、世界食糧安全保障の制定とい
うこと。食糧は商品ではないのだ
ということを明確にする。食にお
ける国家主権家族農業者の擁護で

すね。

今世界の食糧危機の下で八億人
の飢餓人口がいて、難民化してい
る。それは富と権力による食糧支
配であり、これに対抗することを
明確に主張した。

一九九九年WTO見直し

国民は安全な国内産自給を

ローマ宣言は妥協の産物であつ
たとはいえ、全体としてはいわゆ
る貿易派と自給派がかなり拮抗し
ており、どちらかといふと自給派
が勝つたといつてよいでしょう。
食糧不足の状況の中では、かえつ
て貿易派が力を出すという危険性
がないわけではないのですが、世
界の大きな流れとしては自給派、
食を基本的人権とするという論調

が今後ますます強くなるでしょう
し、またそれに期待したいといふ
ことです。そういう点では九九年
のWTOを見直しの時期に、客觀
的背景の変化と思われます。

新農業基本法の制定

一番目の問題に入りますが、W
TO体制といふのは厳然として存
在するし、その枠組みの中で日本
の農業は当面は動かさる見えない
わけですが、それをどう考えるか
ということになると思います。そ
の際一つはガット合意を受けて、
いわゆる新農政が打ち出されてき

査をした結果、「高くても国内農
産物」という回答が八三%あり、
国内農産物の自給を望んでいます。
それからWTO体制が「安全基
準の国際化」を加えたという問題
があります。つまり国民の安全が
国内で決められないという状況の
もとで、現実に狂牛病とかO—1
57の問題があつたり、遺伝子組
み替え農産物が日本に入つてくる
とかポストハーベストの問題とか
で、国民の関心が安全な食糧とい
うことに強く向かっていくことは
間違いないことです。そういう
意味では世界的にも日本の中でも、
やはり「基本的には食糧自給」だ
とう流れは大きなうねりとして
あるだろうと思います。

たわけです。その中味として具体的には大きい二つの法令、「農業経営基盤強化促進法」と「特定山村法」が制定され、各都道府県、市町村段階で具体化していくわけです。それと同時に来年「新農業基本法」が制定されます。これは基本法農政でうたつた家族経営主義、食糧自給体制が放棄されて、食糧は国内生産と輸入と備蓄を前提とした政策になる。

扱い手も農家という概念がないなり、特定の大規模な経営中心になると、という枠組みがつくられます。

北海道農業振興条例の制定

北海道では、「北海道農業振興条例」が今年の三月に制定されました。これは全国的にも都道府県版としては初めての条例です。農業

というのは本来ナショナル、民族的なものでし地域的なものであるというのは当たり前の話ですが、日本の農政の中で北海道の独自な農政といつものは、必ずしも今まで浸透していませんでした。「国際化」が強まれば強まるほど、日本の農政をつくろうという機運は非

常に大事だと思います。

特に北海道は大規模で専門型で土地利用型の農業です。北海道の農産物はほとんど国際商品ですし、価格は下がりっぱなしです。その点では北

海道の農業はWTO体制下で一番の打撃を受けたということは間違いないようです。今後は北海道農業の独自性、北海道農業の強さと弱さをきちんと捉えて、その上で北海道農政を展開するということ

が大事だと思います。北海道農業の強さといふのは、大規模で専門型で土地利用型農業でそれに見合

う機械農法体系を作ってきて、土地も労働力も豊富です。もちろん扱い手不足という面では深刻な問題があります。

北海道農業の良さ 強さを引き出す

北海道の三分の一は北海道という事実をみても魅力的な面もあるし、新規参入しやすい地域ではないかと思います。あとは非常に厳しい寒さと同時に環境が良い、景観が良い、という風土があるでしょ、病害虫の発生が少

なくワーフ農業であるという。

そういう北海道農業の良さ強さを引き出すことが必要だと思います。

現在、北海道の農家数は八万戸を割りましたが、この農家数を基本的に維持する」と目標にして、後継ぎのいる農家だけを扱い手とするのではなく、あらゆる可能性を含めて扱い手を考えるという姿勢が必要です。

WTO体制下の農業というと特定の階層の規模拡大とかコストダウンを図る農家だけを考えがちですが、従来なかつた新しい視点、つまり経営の視点だけではなく生活の視点、すなわち、女性とか高齢者も含めて、農業や地域を考える必要があります。

それから今まで資金的な点でしか経営を見てこなかつたけれど

も、労働時間や生活時間を含む時間的な視点が必要であるだろうし、環境の視点、それから地域農村、農村社会という視点、どう活性化するか楽しんでするかという視点が必要だと思います。

田端：どうもありがとうございました。これから農業を考えてい場合、今若崎さんのご指摘にもありますように、国内の農産物の自給率の向上を国民が熱望していることです。

「オープサツアロでは食糧問題をめぐって、組合員に対してファンケートを実施するなど精力的に農業問題にアプローチしておりますが、消費者の立場から、田端さんのお話を伺いたいと思います。

消費者を含めた国民的合意の北海道農業を

(株)コーポレート生活文化研究所 所長 田端 弘子

田端：私はどうしたら日本農業についての消費者を含む国民的な合意にアプローチできるのか、消費者意識調査をもとに私なりに考えてみたいと思います。

非常に厳しい寒さと同時に環境が良い、景観が良い、という風土があるでしょ、病害虫の発生が少

ターネーした一九九八年、司会者が「お話をあつたように「農業についての『一万人アンケート』」に取り組みました。このアンケートで、「米などの基本的食料は、生産コストを下げながら国内で作る方がよい」という意見が九二%と九割を占め、食料の自給を求める消費者の声が強く現れました。



▲田端 弘子さん

この農産物の自由化と米不足という二つの日本農業にとって大きな問題が、消費者の農業問題に対する関心を掘り起こしたと言えると思います。特に、米不足後各分野の農業アンケートが行われてマスコミ報道を賑わせ、農業問題への潜在的な消費者意識をつくったと思うのです。でも、それは「誰かがなんとかしてくれる」という程度の関心に留まっていますから

新農業基本法に

私は今回初めて農業基本法を読んでみましたが、アレッと思つたことがあります。農業基本法は農業の振興に関する基本法であると同時に、国民食料に関する基本法でもあると思い込んでいたので、法の前文や条項のどこにも国民を対象にした記述が無いことに驚きを感じたのです。

「何をすべきか」を提起する」となじに日本農業、特に北海道農業の将来を身近に考え確信を持つことは難しいと思うのです。「私たちは何をすべきか」の関心を促すチャンスの一つが、岩崎先生がおつしやった農業基本法の改定をめぐる論議だと思うのです。

せつかの法改定ですから新農業基本法には、消費者として次の二点を要望したいと思います。まず、国の目標すべき具体的な自給力の保持について明示して欲しいと思うのです。例えば、国民一人当たり〇〇〇キロカロリー

の自給力を保持するとか、具体的な目標を導き出す条項の明記を期待したいのです。国民一人として日本の農業生産力は、国民一人当たりどれくらいのカロリー供給ができるのか知りたいと思います。多くの消費者の強い関心事に違いありません。きっと供給目標の数値をめぐつて国民の関心と論議が促されることにつながると思います。

次に、新基本法には食糧の安全保障に対する国の基本的な理念をもり込むことを要望したいと思うのです。アンケート調査では、過度な輸入依存に対する消費者の不安の声が安定供給と安全性の両面で大きく出ています。食料問題は生産者や農業関係者だけでの問題でなく、食生活を通じて国民全体が主体的な役分の役割を持つことになります。

新基本法に、食料安全保障に対する国的基本理念が示されることによって、私たちの関心が刺激され日本農業のあり方についての論議が掘起こされるに違いありません。法改正の作業が進行しているこの期間中に、国民世論を呼び起

こす刺激的な論議を期待したいものであります。私たち道民にとっては、やはり北海道農業振興条例の制定といつて又とないチャンスがあります。岩崎先生のお話によりますと都道府県版としては全国で初めてのもので、農業政策の重視と宣言的な意味合いを持つ条例といつてでした。北海道農業の独自性を踏まえた振興条例の制定といつて機運を感じ消費者にとっても大事な機運にしたいものだと思います。

糧の安全保障というものに対する基本的な理念を、新しい基本法にせひ盛り込んでほしいと思うのです。それは生産者と農業関係者のみではなくて、食生活を通してそれを見直していく国民、全国民も充分の役割を果していふんだといふ論調でせひ盛り込んでいただきたいと思います。そういう論議が改定の期間の中で行われるべきだと思います。

もう一つは北海道の農業振興条例のなかで農地の保持、確保についての位置が非常に緩やかですが、農地を失つてからでは回復は難しいわけですから、自給力を保持するためにはどうしても農地が必要です。このところでどう保持していくのかというのを、ぜひ基本法の中ではつきりさせていただきたいと思います。

農業は結局消費者

自身の問題

農業について「一万人都アノケート」で「日本農業の改善に何が必要か」について、消費者の意見は、①安心・安全・安価な食糧生産、

②食糧の流通や加工の見直し、次に「消費者と生産者が一体になって改革に当たるべき」が四割で三位を占めました。自由化に耐え得る農業への改革に向けて「生産者と消費者一体になること」が必要という意識が見ることができました。この時点では、自由化がどんなものかを具体的に知らなかつた時期と言えますが、農業への関心を持ち始め、「日本農業カンパニー」と声援を送る意識の方がまだ強力だと思われます。

九四年、米不足の最中に行つた「米不足」農業を考える「一ツイン」に約七〇〇〇人が参加する関心の強さを示しましたが、「日本農業について」では「生産者と消費者の結びつきが必要」が一位に上がり、「今こそ農業を真剣に考えるべき」「農業問題の学習が必要」を加えて五五%と、農業を生産者・消費者双方の問題だと考

えてのアンケート」「日本農業を守るために少々高くても国産米を買おうとする」が九三%であつたことにも現れています。七年前の「外國産より高くても米などの基本食糧は生産コストを下げながら国内で作る方がよい」九三%と変わり、関心の高さを示しているのが注目されます。

米専業型の北海道農業の特性からみて、国産米を通して日本農業を守るという消費者意識は、勇気を分けられるものがあると思います。同調査で、「道産米のみを食べていい」が四四%、「産地にこだわらない」四二%、「本州米のみ」が二三%でした。このわからないといふ層に道産米の支持を浸透させる目標がもててます。

重要なのは、建前の意識を購買行動や食生活の見直しにつなげる取り組みだと思います。

輸入食品の安全性への不安の項目では、「大いに感じる」二二五%、「感じる」五五%で九割の消費者が不安に感じて「ぬ」とになります。不安の理由は、①国によって安全規制がまちまち、②いつぞよに作られたかわからない、③情報が少ない、④輸入品の検査が不十分だから、の順で上位を占めています。札幌市の平成四年の市政モニター調査でも輸入食品の安

安全情報が第一の関心事

輸入食品に強い不安感

昨年の十月に無作為抽出の組合員二二〇〇〇人を対象に「健康と

安心・安全・安価な食糧生産、

全性に「不安を感じる」が八九%と同様な傾向をしめしていく、輸入食品の安全性に対する消費者の不安感が根強いことがわかります。「食品の安全性を普段どの程度気にして買い物するか」の問い合わせで気が気にしながら買い物する回答しています。

アソシートからの見る消費者の求める安心・安全とは、素姓がわかるいじ、情報を得られること、確かめられること、といった要望といえます。この意識が輸入食品に対する強い不安感につながっているといえそうです。一方で、それが、産直活動への支持の大きさに現れているのだと思います。

安心・安全の要望は北海道

農業にとっての追い風

農産物の国際化の競争において、安心・安全を求める消費者の意識は、大いに追い風になると思われます。不安感は扱いにくい感情であり、輸入食品となればいつそうです。一方、「安心・安全」については、確かめたい、情報が欲し

い、という要望にこだえる具体的な努力で対応できると思うからです。安心・安全の点で競う場合に、なんといっても国内産、とりわけ地場である道内農畜産物に軍配が上がるに違ひありません。

農畜産物の素姓がわかる安心感から、生協の産直活動は年々広がっています。平成六年度の全国生協産直調査をみると、農産物の事業高の三四%を産直が占めるまでになっています。担当者による産直の意義は、「安心・安全な農産物を提供できること」が一位に上げられています。全国生協の産直提携先が北海道に集まっていることにも勇気づけられます。今後、北海道産地からの積極的な働きかけが力になると思います。

日本農業応援シリーズ「生・製・販・消」同盟が力ギ

日本生協連合会が新しい「コード

商品「日本シーラーズ」の開発・普及に取り組み始めました。これは「国産原料を活用した加工食品」であり、「畑の見える加工食品」なのです。生産者とメーカーと生協の協力による「生・製・販同盟」で作る「日本農業応援シリーズ」です。国産農産物を買つて日本農業を応援したいと考える組合員の声に応えて、シリーズで開発し、好評な支持を受けているそうです。

消費者の買つて、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が、農業に対する国民合意への突破口にとつても、北海道農業の今後にとっても大きな力になると

思いますが。

司会：ありがとうございます。

本当に消費者の立場で力強い農業に対しエールを送つていただきたような気がします。先ほど岩崎さんからWTO体制、これは九九年に見直しがされるということなのですですが、その段階に国民的理解についての運動を起こしていくかなければならぬだろうと思うので

足時の優先供給、生産者には安定生産、が主な特徴点です。短期間に一万五千世帯の登録で、今後に

広かりで現在の一五農協からさらに多くの農協との提携への発展をめざしています。

り、③生食規格外の活用、などの特徴が消費者の支持を集めていることです。

食と農を知ること、具体的な提

案を受けること、納得できる選択ができるかこと、などの条件で消費者パワーは大きな力に転化する事例といえます。農業を自分のことと考え始めた消費者の意識を、購

買行動に具体化する努力が、各分野で取り組まれる重要な可能性を考えさせられます。

消費者の買つて、支える意識が加わる「生・製・販・消」同盟が、農業に対する国民合意への突破口にとつても、北海道農業の今後にとっても大きな力になると

全国最大の米の産直実現

昨年、コープさっぽろは米の共同購入年間登録制度をスタートしました。これまでの産直米を基礎に、①生産者と協議で決めた安心・安全栽培基準、②今年の作付する産地指定米のきらり五千五百百上でスタート、③消費者には不

り、④有機栽培へ、⑤輸出による土作

す。岩崎さんその辺どうでしようか。

岩崎：そりですね、そういう意味では田端さんから力強い報告がつたのですが、日本の国民はやはり両面性を持っていると思います。アンケートもいわば本音と建前があるわけですね。建前としては有機農産物や国内自給に支持が多い



かつたと。しかし現実に価格設定の問題とかもちろん鮮度の問題、見ばえの問題、それから安全性の問題とかいろいろなファクターがあつて、国民の意識の中に両面性があると思うわけです。今までは経済成長にのつて、人間の意識まで成長志向、商品志向、成り金主義というかそういう意識が強く表れています。しかしここに至って世界の農業、食糧の状況、それから経済成長も矛盾をきたして、本物志向が求められるという段階で、転換期にきていると思うので、自給や安全性のウエーブが強くなるし、運動のポイントはそこをじう引き出すかということだと思うわけです。先ほど言いました世界の流れも日本の流れも決して暗くはないのです。農業、食糧は国民全体のものだという位置づけがされれば、これ自体は半歩前進ではないかと思います。まして北海道の場合は食と農が強く結びついているわけで力強い部分があるわけです。やはり北海道を基点にして、北海道のレベルから手掛けたることは必要なのではない

かと思います。

田端：アメリカのように食糧の輸出大国の場合の食糧安全保障とい

組合員のひとりで話題になつたのです。

岩崎：日本人の消費と云つか、浪费構造というものを反省しないと問題は解決しないと思います。それは日本の国内の問題だけではなくて世界的な問題です。おそらく日本は世界で最大の浪費者、環境の破壊者です。日本の貿易は金額的には黒字なのですが、物材では確かに六億トンぐらゐのすごい赤字なのです。一人あたり年間四五トンもの物材赤字を背負つています。昨年道新に、贅沢エネルギーを海外から輸入量を減ずることによって、一億人の飢えを救うことなどができるという農水省の試算があります。昨年道新に、贅沢エネルギーを日本海に大量の物を廃棄している。これが産業廃棄物となりゴミ戦争であり、太平洋や日本海に大量の物を廃棄している。これが環境汚染になる。そういう日本の浪费構造の上に日本の経済成長は成り立つてきたという反省の上に立つ。食糧の問題という日本の農業生産者や消費者の問題だけではなく、もっと世界的な環境的なレベルの問題になるわけです。その意味ではそれを克服するというのは、農業レベルだけではなくて、消費者、労働運動というかそういう立場で、自分の反省して食生活を見直すということがない

ことまで思い及ぶような認識と位置づけられないといけない。このことまで思い及ぶような認識というか意識というのは、食生活を見ているとまだほど遠いと思いません。昨年道新に、贅沢エネルギーを海外から輸入量を減ずることによって、一億人の飢えを救うことなどができるという農水省の試算があります。昨年道新に、贅沢エネルギーを日本海に大量の物を廃棄している。これが産業廃棄物となりゴミ戦争であり、太平洋や日本海に大量の物を廃棄している。これが環境汚染になる。そういう日本の浪费構造の上に日本の経済成長は成り立つてきたという反省の上に立つ。食糧の問題といふ記事で出て皆ショックを受けたのですが、普通どつている摂取カロリーと、生活をおくるのに必要なカロリーとの差を贅沢カロリーとして、それが平成四年度にこれこれしかじかの輸入があった。この分をカットするだけで今地球上の人口の一億人は救うことができるとういうことは必要なのではない

と、最終的には解決にはならないだろうと思います。

司会・建前ではいわゆる国内の自給率を上げなければいけないと消費者は思っていますが、本音では美味しいという問題が、あるいは安さというようなことがでてくる。先ほど田端さんから、前の基本法農政の時代に、消費者としての国民の立場に立つた記述が一切なかつたという点を指摘されて、私どももアッソラードという気がするのですが、新農業基本法が施行されますけれども、国民的理解をどうもつていくかという意味で、やはり運動として農業団体とか農民組合あるいは労働組合というところが、食糧の問題について、もつと運動としてとりくむことが大事なのではないかと思います。

それでは中央農業試験場の長尾さんのほうから北海道農業は、稻作・畑作・酪農、それから最近では野菜を中心とした園芸作物、四本柱の農業を進めてきているわけですが、これらの二十一世紀へ向けての展望をお伺いしたいと思います。

北海道農業の展望

北海道立中央農業試験場 経営部長 長尾 正克

北海道農業ガット合意後 衰退・落ち込み

優位性を発揮しながら生き残つていくということです。

稻作自体につきましては、本州の中型技術体系をそのまま、若干改良してやつておりまして、家族経営における適正規模というのも北海道の農業はガット合意後急速に衰退、ないしは落ち込みが激しいということです。もちろん稻作経営とか畑作経営とか酪農経営とか、そういう経営形態によって若干の温度差がありますが、もつとも打撃を受けているのは稻作経営で、ややましながら畑作、それよりもまだましなのが酪農といつてあります。しかし、そういう意味でかなり急速な勢いでこの稻作中核地帯は崩壊しつつある地域も含めて、停滞という形で衰退している。畑作地帯も畑作四品の価格据置きとして、影響の出具合がかなり違つて、影響の出具合がかなり違うように思います。これは北海道の有利さ、つまり北海道の持つ農地の大きさという側面に上手に対応した経営形態がそれなりに

が、田高ドル安の時に、生産コストの大半を占める飼料費が非常に安い、しかも土地の大きさを上手く利用しながらある程度生き残つたのですが、濃厚飼料の多給により、農地を上回る規模拡大をやつてしまつた。その結果、最近飼料費が急速に高騰したり、牛に故障が発生し苦しくなつていています。

園芸については、北海道は大胆に自由化品目である野菜にシフトした面があるのですが、園芸作物だけの経営形態はあまりありません。品目としては、良い面と悪い面があつて、良い面は最近の田安が逆に加工用の野菜も含めて、競争力を取り戻しつつあるという側面がある。悪い側面ではエネルギー価格が上昇しているということでも、コスト増というのが大きい。それから特殊な要因として〇一二五七の影響を受けまして、ここ近年の経済的ダメージはかなり大きいと思つてあります。

経営のあり方については、北海道農業をどう考えるかという点で、二つの立場があるのでないかと思います。国の立場と地方自治体

の立場から見た農業を一つに／＼V
られてしまつては困るという問題
があります。

国の中立場から見ますと、先ほど
田端先生のおっしゃつたような消
費者に対する配慮といつのは、別
に自給しなくても金さえあれば買
えるではないかといつことで、あ
まり関与していません。しかし国
としておそらく農業に期待してい
るのは、基幹食糧の短期的な備蓄、
例えば備蓄米とかそういう物をき
つちり生産してくれるといつこと。



▲長尾 正克さん

産能力を保全しておくるといつ」と
を農家に期待しているのではない
かと思います。その場合の経営構
造政策として政府がやれるのは、
コストダウンができる技術を持つ
てある大規模農業経営層で、おそ
らく新政策で示された大規模企業
的農家一五万戸と大規模法人四万
戸が、大体備蓄米ないしは生産調
整の扱い手になるといつ感じを持
っております。

北海道の認定農家

一万六一〇戸

その具体的な選ばれた農家とい
うか、エリート農家に今後の農政
を託するわけですが、そのエリー
ト農家を認定する作業が「経営基
盤強化促進法」の認定農家制度と
いうことではないかと思います。
北海道の農家は今約八万戸あります
が、少なくとも半分、三万戸か
四万戸ぐらいは認定農家になつて
いるのではないかと思いまして調
べたといつ、一九九六年十一月末
の北海道における認定農家の数は、
何と一万六一〇戸、そのうち法人三
七八が含まれております。それし

か認定農家がないのです。これは
なぜなんだろうかといつとは、
まだ分析していないのでよくわか
りませんけれども、国の基準のシ
バリがかなりきつかったのかなど
も思っています。

それで地方政府である地方自治
体が期待する農家の役割といつの
は国とは一緒ではありません。し
かし北海道は国の機関事務委任を
受けて、大体その業務内容は九
〇%以上は国の業務の代行でして、
国の政策である生産の扱い手に関
する行政を進めなければなりません。
しかし、北海道としてはそれ
だけに止まるわけにはゆかない。
それは一つは北海道農業は地域經
済の基幹産業であつて、農業の関
連産業も含めると相当の裾野をも
つてゐる。したがつて、エリート
農家だけ生き残ればいいといつ真
合に考えるわけには到底いかない。
それから地域資源の管理と環境保
全といつのがあります。これは地
方政府としては地域に人を定着さ
せることが基本的使命です。その
ため地方行政としては農業だけで
は生活が維持できない兼業農家、

多面的経営農家は、これはフア
ル・ステイも含む白帯兼業農家で
ある。あるいは高齢・年金農家、
都市住民の市民農園も含めてこれ
を認めようする立場があるわけで
す。本来ならば社会化できない労
働を農業だから社会化できる環境
を作つて、住民として、豊かな生
活を保障するといつ形で、地方政府
がそういう農業を振興する役割
を果たさなければならないといつ
ことです。わざと市町村行政とし
て自然環境の保全をしないと山が
荒れて水害・災害が起きると下流
に問題が出てきますから、そいつ
うとの保全とか、山林に対する
保護とか、そういうことは国も考
えているのですが、地方政府は
もつと考えるといつことです。

国の農政に関して言えば、もう
少し地域住民の声に耳を傾けない
と国の農政自体もうまくいかなく
なるのではないかといつ思います。

国民経済としての要請と、異なる
地域独自の要請とはバッティング
する場合もありますが、地域の要
請を無視するといつ、国の期待する担
い手も育たないと想います。

地方の狙いとは、とにかく過疎化から地域の農業・農村社会を守ることです。

道農業振興条例は

活力ある地域農村づくり

そういう立場から出でたものが実は「北海道農業・農村振興条例」ではなかろうかと思うのです。

この条例の意味は地方の立場を踏まえて、道庁が地方自治体の困難な農業環境を積極的に打開することの決意を固めて、国的新農業基本法の制定に先駆けて、全国で初めて自治体による憲法を公布するということがあります。地域に生活する者の論理というものが、ここで控えめながらかなり強調されておりまして、キーワードは活力ある農村ということにあるのではないかと私は期待しております。

経済的には消費者が考えるべきことは食糧安保のことですけれども、地域に暮らす人達は効率の良い低成本の生産をしなければならないといつて國民經濟的な要請はあるのですが、まず豊かな生活、

地域の生活を保障するような農業化から地域の農業・農村社会を守るということを考えてやらなければならぬだろうと思いません。その

中で今後どういう技術開発をするかとなりますと、今ではかつてのような生産力の増大を考えるといふ方向は、これから円安、ドル高それからエネルギー価格の高騰等、資源自体が少なくなってきた。資源を消費すればするほど工ソトロピーが増大する。そういう形で今までの生産力を高める方法はあまりにも環境破壊をするので、少し改めなければ

ならないのではないかと思います。やはり省エネタイプの農作業体系を北海道農業の技術体系として定着させなければいけないのではないかと考えます。具体的にはクリーン農業を考えていかなければならぬと思うのです。

例えば病気に強く北海道の自然条件に適した品種の育成をする。岩崎：家族経営の問題なのですが、ZGOが家族経営の擁護という中には農業が輸出国と輸入国という両極端の国が生まれ、両方の国とも環境破壊的だという認識があると思います。特に長尾さんが言わされました、大量生産方式という近代化農業がまさに環境破壊であり、農薬や化学肥料を大量に投入するのもブームランみたいに人間自身に返つてくる。やはりその根源は農業生産循環性の破壊にある

病気や害虫の耐性は高まつても自然の生態系のバランスが崩れていいく。

国民経済的視点からは離れるかも知れないけれども、地域の農業者の立場からみて、自給農産物の見直し、農村文化の復興につながるようなマイペース的な酪農、マイペース的な稻作、マイペース的な畑作というような形の農業があるのではないか。農業はやはり家族経営が基本ですから、その経営というのは生産と生活が一体化したものであるわけです。それを越える生産力の拡大というのは、案外非効率で、アメリカでも規模の経済性というのは、生産資材の大額購入による値引きが生じ、いわゆる大規模化による生産効率の向上はよくないと言われている。一般企業についても、マンモス企業はかなり分解されて小規模化、適正規模に戻っている。そういう意味では国の意図している方向と若干意見が異なるが、農家の生活、農村が豊かになるような方向といふことで、新農業基本法も北海道農業・農村振興条例をバツクアッ

普していただければありがたい。

司会：今大きく日本農業は変わろうとしている中で、一つの道があるのではないか。一つは農水省を中心とする立場、一方では地方事情を重視した北海道農業振興条例の立場、いわゆる地域の実情に見合った家族経営を重視した立場です。

昨年十一月ローマの食糧サミットの中でも家族経営の農業ということが大事だという論議があつた、そうですが、

家族農業経営を見直す

岩崎：家族経営の問題なのですが、ZGOが家族経営の擁護という中には農業が輸出国と輸入国という両極端の国が生まれ、両方の国とも環境破壊的だという認識があると思います。特に長尾さんが言わされました、大量生産方式という近代化農業がまさに環境破壊であり、農薬や化学肥料を大量に投入するのもブームランみたいに人間自身に返つてくる。やはりその根源は農業生産循環性の破壊にある

ということだと思います。そういう意味では循環農業の復元が必要であり、それを担えるのは今日のところは家族経営しかないという認識はかなり広まつていいだだると思います。

市町村農業振興条例を

若崎：もう一点だけ長尾さんに補足して言いたいのですが、農業振興条例に関して、これは北海道地域農業研究所の役割だと思うのですが、全道的な政策だけではなくて支庁・市町村での農業振興条例を制定する。そこで地方自治の問題とか本当の農民主体の問題が出てくるのではないかという気がするわけで、その点では北海道地域農業研究所は三〇何箇所かの地域振興計画を手がけてきているわけですから、単なる机上の空論ではなくて、地域住民に則した支庁・市町村段階の振興条例が必要だらうということです。

また、田端さんのおっしゃった問題ですが、国民食糧という大きい部分もあるのですが、道民食糧といふ道民の食生活と北海道農業

との関連を、ぜひそういうレベルでの視角で振興条例を見据えてほしいと思います。

司会：市町村段階の振興条例を作り上げるという面では、我々北海道地域農業研究所も大いに力を発揮しなければならないと思います。

つぎに担い手の問題ですが、現在、北海道の農家は約八万戸と言われているわけですが、高齢化しかも跡継ぎ無しというようなことで年々一、二%の農家が引退するということになります。一、〇〇〇戸から一、五〇〇戸いくつも退するという状況がこれからもま

担い手対策

社団法人 北海道農業担い手育成センター

所長 笹川 幸男

笹川：担い手の問題については、カットウルグアイラウンドの交渉時に、一部マスクミング指摘したことは、輸入自由化を阻止して国内生産を維持するといつても、担い手の状況や推移からみると、果た

だ続ぐだらうと思います。それに対する視角で振興条例を見据えては対して補充の関係ですけれども、新たにターンなどの新規就農で約百名ですから、五〇〇名ぐらいの補充で、実に補充率が一〇%を切るというような状況です。地域によつては担い手問題が非常に深刻な状況になつてしているのですが、この辺りを踏まえて、昨年、北海道農業担い手育成センターが設立され、初代の所長に笹川さんが就任されました。笹川さんから担い手確保といふ立場からお話をいただきたいと思います。

農家は四九・一%

農業の担い手の現状で言いますと、平成七年のセンサスの調査では、跡継ぎのいる農家といふのは五〇%を割り四九・一%となつており、これは十五才以上の男女を含めた後継者がいるかということです。同居でない人も含めての数字です。また、平成六年に農協系統が実施したアンケート調査の結果でも後継者がいるといふのは三八%、いないといふのが四一%、はつきりしないといふのが一〇%

やはり北海道農業の振興・発展を図つていくためには担い手の確保が重要だということです。センターが設立されたわけです。

本道農業を担う意欲と能力のある青年農業者を確保するための担い手対策については、農政の本来の政策課題であり、行政がやるべきことはやるわけですが、センターワーの役割としては道などと連携をしてながら行政では対応しづらいきめ細やかな対策を民間的な感覚で実施していくことです。

後継者のいる

してできるのでむかといふことが言われたのです。それはまさしく農業の担い手といふことがすでに言われたのです。それはまさしく農業の担い手といふことがすでにカットウルグアイラウンドの時に國內的には課題になつていたといふことで、そういう背景があつて、

ということで、いずれにしても後継者のいない農家が、後継者のいる農家を上回っていることになります。



▲ 笹川 幸男さん

農家戸数の減少についても、このような状況を背景に大体一年に三、〇〇〇戸程度減少しており、平成一年から平成七年の五年間の農家の減少率というのは平均三、一%で、また、平成七年と八年を比較すると一、五〇〇戸の減少で、一%になつてちょっと下つつんでいる。しかし、五十年代後半から離農率が高くなつてきていて、これはやはり農業の将来展望がガット合意による自由化の問題などももちろんあって、農業の厳しさが反映し、離農が増加していると思われます。離農の理由としては、後継者問題が最も多く次に労働力

不足となつてあり、いずれにしても担い手がないということが離農の理由の八割近くを占めているということです。

従つて、私どもは、農業外から農業へいかに多くの優秀な青年をお世話ををして、農村地域に送り込むかという仕事をしているわけです。新規学卒就農者は平成六年でみると四〇〇人、リーダーで他産業にいつて戻るというのが約一〇〇人で、農業外から農村に新規参入という形で新規就農するのが、大体三〇人前後で合わせて大体五三〇人位で推移しております。三十年で世代交代をすると仮定しますと、平成七年の農家数を八万一、〇〇〇戸とするとき、一年二、七〇〇人程度の新規就農者の補充が必要となります。それが五三〇人ですから補充を必要とする一割弱ということになるわけです。担い手セントナーでは、新規就農の促進をするためワーカーと農業外からの新規就農の希望者などを対象として就農相談活動を実施しているのですが、この四月から十一月の九ヵ月間で相談者というのは一、三

四〇人となつておらず、これは前年に比べますと四割強と大幅な増加となつてあります。

就農・体験実習者 二四〇人

この、相談者一、三四〇人の内訳をみますと、その内の六〇〇人は農業の体験実習で、新規就農を目指してという相談が七四〇人であります。体験実習の希望者はほとんどが若い女性で学生や〇一が多く占めております。これは、夏休みや社会人ならばある休暇をまとめて、極端ですと正月休みの前後に酪農に入りたいというのも中にはいるわけですが、これは職業としてではなく、あくまでも体験としてなのです、相談者のうち大体四割の人がから体験実習の申込みがあります。六〇〇人の四割ですから、一四〇人ほどの人々から実際に体験実習に入りたいという申込みがありました。次に、新規就農を目指している相談者ですが、ほとんどの方が農業に関して未経験でありますので、一年か二年は先進的農

の相談者の内、十一月末まで既に約一割の人から研修先の紹介斡旋の申込みがありました。これらの人の職業は六割が会社員や公務員などの脱サラ組です。次に、実際に研修に入るときによく酪農部門はいつでも入ることができるが、耕種部門は時期的に制約がありますので、秋に申し込んだ人は翌年の春まで待つてもらわざるをえないということで、スケーズに処理できぬといふ問題があります。今まで各市町村に入り、研修や実習をしているのは研修で五〇人、体験で一九〇人と全部で一四〇人となっています。さらに、この四月までに新規就農の研修で六〇人位は入る見込みとなっています。これまで入った一四〇人は、道内一二〇六市町村のうち、七一市町村で受け入れています。

新規就農や体験実習の希望者が大幅に増えてきていますが、この背景というのは私どもの取り組みの強化をしたということもありますが、農業に対する職業としての再評価や食への関心の高まりなどが反映しているものと思います。

農業・農村への関心が高まっている

農業・農村における生活のゆとりや潤い、安らぎなど、いわゆる農業・農村に対する関心が毎年高まりつつあるというふうに感じております。私も東京・大阪・名古屋の相談会に行つたわけですが、南の方へ行けば行くほど、新規就農を希望する動機は、自然環境の中で農業と共に暮らしたいとする「農村で生活する」が増えており全体の三分の一、「農業で生計を立てる」が三分の一となつています。このように本当に農業を担つてやるという方々と、もう一つは農村で生活するというか、そういう生き方をしたいという方々が多いと思います。いずれにしましても、動機はいろいろですが、就農をめざす希望者は、今後増えていくのではないかと思います。名古屋での相談会は昨年始めて開催いたしましたが一四〇人来だし、大阪も一五〇人ぐらいで、予想以上に来ています。東京は新聞やラジオを使わないで一七〇人位ですか

ら、これらを利用しPACをするともっと多くの就農希望者を集めることが、この一年の経験で痛切に感じております。次に、受入側の問題ですが、市町村の受入体制が十分でないという面があります。今後ある程度、北海道へ向けての新規就農なり体験実習の希望者は増やせると思いますが、これに対応した受入の体制を整備していくことが必要であると考えています。例えば、町村で離農があつた場合、すぐ後に新規就農者を紹介してほしいとの要望が来るわけです。新規就農の希望者のほとんどの人には未経験者ですから、即入植といふわけには行かない。ですから研修の段階から市町村で受け入れられる、そのためにも研修の受け入れ体制が必要だと思います。そのいい例が、新聞報道その他でご承知思われるのですが、今までの一年で二〇〇人が一度に一〇〇人になるというのには、今後見通しは明るいと思われますが、今までの一年で二〇〇人が一度に一〇〇人になるというのには不可能です。しかし、地域への活性化を図るという意味では、農業外から、いろいろな職業の経験をした方が地域に入るということが、地域の活性化につながる。そのことが農業後継者の定着率にもつながるわけです。そういう意味で地域の活性化などの波及効果に

町では、第三セクターで研修牧場をこの四月からオープンして今年五人受け入れ、二年ローテーションでトータルとして一八人ですね。

期待しております。

後継者の花嫁対策を

あとは担い手と密接に関係するのですが、農家の後継者の花嫁問題があります。花嫁問題も私どもセンターや重要な課題だと思っているのですが、北海道農業会議が、平成五年に調査した結果では、未婚の農業後継者は半分を占めているというのがあるわけですが、結局三〇才以上になつてまだ後継者が未婚であると。先ほどの家族農業とも関係するのですが、農業の体质としてやはり配偶者がいるといふのはもう致命的なわけですね。私も担い手対策の中で花嫁問題を積極的に進めたいと思うのですが、具体的にはなかなか決済手がないというのも事実です。センターの取り組みで申し上げますと、東京に、首都圏センターを開設し、就農相談と併せ花嫁相談も実施しています。特に、道内各地域の取り組みとして、関西方面から花嫁の受け入れを行つておる事例がありますので、来年度はできれば大阪にも就農「一デイナー

を配置し花嫁相談を実施したいと

今の扱い手問題と併せて非常に大事なことは農地問題だと思ひます。北海道では高齢化が進んでいて、毎年三〇、〇〇〇㌶ぐらいの農地が放出されていると言われていますが、笛川さんのお話にもありましたように扱い手が十分に確保できないということが農地の受手がなくなるということで、全道的に耕作放棄地が出てきている。という問題も出ておりますし、そしてさらに新規就農者に関連して大事なのは、新規就農者が入るのに非常に抵抗を感じる負債の問題ですが、負債の八割は農地だということで、農地を賃貸方式でやればもっと新規就農が増えるのではないかという期待感があるのですが、その辺を谷本さんの方からお願いします。

今の扱い手問題と併せて非常に大事なことは農地問題だと思います。北海道では高齢化が進んでいて、毎年三〇、〇〇〇㌶ぐらいの農地が放出されていると言われていますが、笛川さんのお話にもありましたように扱い手が十分に確保できないということが農地の受手がなくなるということで、全道的に耕作放棄地が出てきている。という問題も出ておりますし、そしてさらに新規就農者に関連して大事なのは、新規就農者が入るのに非常に抵抗を感じる負債の問題ですが、負債の八割は農地だといふことで、農地を賃貸方式でやればもとと新規就農が増えるのではないかという期待感があるのですが、その辺を谷本さんの方からお願いします。

農地の流動化対策

北海道東海大学国際文化学部 教授
谷本一志

農地の需要が減退

谷本・話題になりました農地の流

動化対策ですが、流動化という問題も府県は扱い手の農家に農地がなかなか集積しにくいのをどうす

るかというので流動化問題はあるけれども、北海道はむしろ司会者も先ほど言われたように出し手に対して受け手が農地を拡大する意欲がない、特に地価が下落したり、市場対応あるいは自由化とかいろいろな中で農地がほくないという対応がかなり出している。農地の供給に対しても、需要がなく余り始めているというところが、北海道とか九州の専業農家地帯に現れている現象があるのでないかと思うのです。農協単位で調査したのを見ても、まったく欲しくないわけではなくて一割程度は欲しいのだけれども、その一割程欲しい農家であっても優良農地であればいい、あるいは地継ぎであればいいというかなり条件が限定されてきている。そういう意味では、先ほど離農者の問題がありましたが、出し手のほうから出された農地をさらに買おうとしている農家の間での「スマッチ」が完全に生じてきているのだという意味も含めて、放出されている農地と買いたい農地が完全にアソバランスになってしまっているところが

問題としてあるわけです。やはり、野菜などは特に農地はいらないうわけで、むしろ一部の農地を持って余すぐらいの農家すらあります。また、その放出農地が分散していたり、いろいろ条件が悪い、出てくる農地がまた悪いわけですね。放置された農地は十分に管理されてありませんから、そういう農地を買ってまで經營すると、おろそか所得率が下がるという問題がありま

公社長期賃貸借事業を展開

個別農家がすぐに買取らなくて済むような中間的なファンデ機能といいますか、それを強化すれば良い。来年度から公社の長期賃貸借事業が展開します。



▲谷本 一志さん

公社の事業によりますと、一、六〇〇分のりは可能だいと言っている。全体で二〇〇、〇〇〇分ぐらい移動するわけですから、五%はあるかと思うのですが、それでもそれを回していくば、先ほどの新規就農も含めてかなり事業展開はできるだろうと思つてます。それプラス従来の合理化事業がありますから、そういう形で中間で保有する機能を拡大していただくという公社の事業に対する期待もまた高まつてゐるだろうと思つたのですね。さらに先ほどの高齢農家ですが、今までと一時的

な賃貸借なわけですね。高齢農家の方も五年なり三年なりしながら結局売買に移動する可能性が随分高い。これはこの後も同じでして、売買にする可能性は高いのですが、その方がその後も土地を持つて、ただぐつまり土地持ち非農家という意味合いになると思うのです。が、土地持ち非農家として大量ではなくて五%ぐらいでしかないと、思います。出てくる農地と買わなければならぬ農地とのギャップを、若干いろいろな形で多様化する保有形態、あるいは賃貸借を先送りしていくだけ中で、当面は問題を先送りするというのを北海道もやはりしていかないと、全部売却もまた高まつてゐるだろうと思つたのですね。さらに先ほどの高齢農家ですが、今までと一時的

いわけですけれども、そういう意味では長期的な自作農主義でいいのですけれども、買いたくない農家の所はいろいろな形でサポートする仕組みを、地域としてもあるのは政策サイドとしても必要だと、いうことになつてくると思います。そうでない限りどんどん売れ残つてしまふから、その後素人農家が入つたらもつと失敗するだらうということです。その時には良しだけですから、その後素人農家を一団地用意して入つて、ただぐつらいことです。個別に辞めていつたばかりの農地を、個別な地域でまた対応するのではなくて、団地化したり農地とか施設も含めて、条件を地域なりに再編するような地域のシステム化が必要だうと思います。それは交換分合とか既存の農家の営農条件を農地条件を含めて再整備する。いろいろな条件整備をさらにしていることなどでしょうか、農地を確保する、それは田端さんの話にもあります。たがいだらうともリスクが大きいだらうともおもうのです。ここ少しの間は買いたくないわけです

ら、それを買わされるという仕組みはやはり回避しなければならない。欲しいならばもちろん買つても良い。買える条件が整つたり、自己資金がかなりの額整つたのだと

新規就農者のためにも 地域で農地の団地化を

そういう意味では団地化、あるいは先ほどの新規就農の方が入るのですけれども、買いたくない農家の農地に新しく入ろうとしたて、辞めていった農家が失敗したわけですから、その後素人農家が入つたらもつと失敗するだらうということです。その時には良しだけですから、その後素人農地を一団地用意して入つて、ただぐつらいことです。個別に辞めていつたばかりの農地を、個別な地域でまた対応するのではなくて、団地化したり農地とか施設も含めて、条件を地域なりに再編するような地域のシステム化が必要だうと思います。それは交換分合とか既存の農家の営農条件を農地条件を含めて再整備する。いろいろな条件整備をさらにしていることなどでしょうか、農地を確保する、それは田端さんの話にもあります。たがいだらうともリスクが大きいだらうともおもうのです。ここ少しの間は買いたくないわけです

地を守るために手だてと保障が必要です。

ことです。その中で公社に期待しますし、町としても町有農地を持つたり、町が農業公社的な合理化的な事業もできるのではないかと個人的には考えています。ただ農地法の制約があつたりして、町有農地みたいなものになかなかれないで難しい問題があるのでしょうが、いずれにしろ土地も入づくよりも個別農家の問題ではないと思います。もう地域の問題として考えていかなければならぬだろうということです。

さうにもう一つは、公社とか個別農家とか高齢農家とか、土地持ち非農家、そういう中で農地の保有を縦走的に総力戦で現状なり、よほど悪い所は多目的に利用することも含めながら、今の農地の内の九〇%なり九五%なりを守る。そういう前提の中で、総力的に地域も農家も農協もあるいは、公社も全力發揮して、市町村で公社を作れる所は作りながら、縦走的に総力戦で農地を守りながら、地域の土地管理を再編するという役割を担う中で、貰い手を掘り起こしていふところが大事だと思いま

す。それとともに出し手を先送りしていく、土地持ち非農家のような所に持ち続けてもらひ。試験的に兼業農家層に位置づけていく、というのも合わせながら、永久貸借、十年も二十年も貸し続けてもこのところはいろいろな形で誘うれる農家層は大事にしていく。何とか結び付けていくという中で、農地を守っていくということに総力を挙げていくということになつてゐるのではないかと思ひます。

司会：ありがとうございました。

今のお話のように総合的に地域全体で農地のことを考えてやると

経済合理化だけではない

地域と密着した農協改革を

坂下：全体として今農協があかれているのは、農協改革という系統組織事業の全体に關わつての問題だらうと思います。

農協系統組織の大きな課題としては、WTOの体制、さらには新食糧法の中で農協が系統組織として企業的なリストラ、合理化を進めしていくことが相当明確になつてきている。これは農協の合理化を進めていくことと、特につきこの数年で農協合併による農協數は激減したわけです。

現在、全国に一、〇〇〇農協があるが、それに對応して全国段階の農協連合会は県段階の連合会を

販売していくのかといふことが課題となつてあります。
當農指導という問題に絡んで一

農協の対応策

北海道大学農学部 助教授 坂下 明彦

中抜きの形にして一段階の形によつて、この十一月に農林中金と信連とが合併するという法整備もとのい、今までの「自主的」な改革路線だったものが、制度的、政策的な路線となつたということで、強制化されているという段階です。

おそらく北海道では合併もあまり進まなかつたという面もあるのですが、全国的には經營合理化のための一段階制を進めようとしているのに対し、北海道の場合はホーリンに限らず、連合会は横並びで「道内完結」一段階を選択した。全国的な動きは、全農をトップにして農協系統を一段階にしていくこと、どうかという

十一世紀における農協のあり方にについて、坂下さんのほうから提起していただきたいと思います。



▲坂下 明彦さん

と農業のほつの論理より企業の論理で進めていきます。農家の方も単位農協の規模が大きくなっています。農協との距離が広がっています。これに対して北海道は国の食糧基地ということもあり、農協系統組織として、農業を外した形での農協再編成はあり得ないという枠組みのなかで、いわば全国的な動きに反するような方向で現在は進んでいると思われます。そういう意味では先ほど長尾さんが言われたような国の政策と地方自治の政策とのあり方と同じようなことが見られる。北海道の農業というものは經營面で岩崎さんが言われたように強い面と弱い面とを持つているわけですが、少なくとも、多国籍企業の論理で動くことに対してもはこのというわけで、農協といつ

組織が存立するためにも、農家に目を向けないような改革の方向といつのはあり得ないということです。ホフレンガ雪印のような株式会社になって生き残るということはあり得ないことです。現在、農協が採るべき視点とひとくちで、地域を守る、地域の農業、農産物を守るところだと感じます。

地域の経済・生活

文化を守る

たような国の政策と地方自治の政策とのあり方と同じようなことが見られる。北海道の農業というものは経営面で岩崎さんが言われたように強い面と弱い面とを持つてゐるわけですが、少なくとも、多国

從來は不足の経済社会のなかで農産物を国民のためにいかに円滑に供給するかという国民経済の旗印の下にやつてゐた。特に北海道は国の食糧供給基地として国民に食糧を提供してきた。

しかし、これからは視点を変え、地域の農村の中での生産とい

直接食へる物としての農産物を供給するという視点がなかつた。この点については最初はホフレンの販売方針も移出産地としての北海道ということを非常に強調しているが、これからは北海道の消費者のことも考えながら、多チャンネルな形で、産直をも含めて販売方式を総合的に考える。

當農指導の強化と 地域特產物

地域特産物の商品化

農部会をひいて、いわば販売のための営農指導をしてきました。しかし、これからは土地利用型の農業においても営農指導を強化していく必要があります。長尾さんは言つたように、低投入型の農業経営において土づくりという基本にもじる必要があります。つまり農協の事業でいうと生産資材購買と結びつくような形での営農指導のあり方が、新たに考えられるべきだと思われます。従来はほとんど単位農協がそれを担つてきたのですが、いわばサービス部門としての営農指導については、これまで実態としてなかなか余裕がないできない面があつたが、これからは人の問題、配置をどうするかを含めて木下レンガを中心になって所を含めて、道内三段階的な形でやる」とも考えられます。そのことが地域の農産物に見合つた支所段階での農産物の商品化に結びついていいのですが、生産、生

たと思われます。従来は田んぼの単位農協がそれを担つてきましたのですが、いわばサービス部門としての営農指導については、これまで実態としてなかなか余裕がなくてできない面があつたが、これからは人の問題、配置をどうするかを含めてホワレンが中心になつて支所を含めて、道内三段階的な形でやることも考えられます。そのことが地域の農産物に見合つた支所段階での農産物の商品化に結びついていくと思います。

いていくと思います。
それからもう一つの生活面の活動については、北海道は従来非常に弱かつた。ワーケーションなど、いつものいいのですが、生産、生

産といつゝことで汲々として、生活に關しては生活改良普及員にまかせつけないで、農協の生活指導員は殆どないに等しいかつた。これからは中山間問題、高齢化の問題、それから地域としての生活・農村文化といふものに發展させていかなければならぬと思います。

新しい生活・文化・

事業運動を

従来の生活事業といつのは△コープで物を売ることとイコールで共済事業とか厚生連の病院経営などがそれにつけ加わったものでした。新しい生活事業といつのはそういうものを含んだ地域社会の新しい生活・文化事業であり運動であるという認識が必ず必要です。

その中でともすれば男を中心の社会

会できたわけですが、特に婦人とか、農業以外の地域住民の参加、

そして、若い人の役割などを考えなければなりません。そういう意味ではこれまでの生産一本槍から経済の建て直しと生活の向上をはかるといつゝこと、そういうことをしないと逆に農協が農家から見

放されてしまうといつ事になりかねないと思います。

それからもう一つ△の役割についてなのですが、今まで農協といつのはどちらかといつと、農政の下請け的な部分が非常に強かつたと思います。これからは民間

団体の立場から消費者や諸外国への援助に積極的にかかわる必要があると思います。特に北海道農業

は農業のレベルは高いのですから、アジアの農業の発展に十分寄与しうる実力を持つていて思います。また、消費者の運動と連携して、もう少し国民の中に入つて幅広い枠組みのながで運動を展開するべきだと思います。

討論

司会：じつもありがとうございました。

今口はそれぞれの立場で皆さん方から二十一世紀へ向けての展望について語つていただきたいのです。地域農業の問題をどう受けとめ、地域農業の問題をどう受けとめるか、これが一番大きな視点であろうと思います。それは長尾さ

んの言つたよくな、家族経営あるいは循環農業といつことをきかつて押さえながらやつていい」とが、これから北海道農業の生き残る道ではないかと思いますが、長尾さんいかがですか。

農家自体の意識革命を

長尾：さしあたつては農業・農村振興条例もありますので、地方自治体による農村振興策に、まず第一段階期待したいと思いますが、何分にもやはり農家自体の意識革命をやつていただきたいと駄目だと思います。いつまでも国の保護に依存するという姿勢からは何も生まれないとと思うのです。

司会：先ほじかの農地の問題に關しても、担い手の問題に關しても

やはり農家の意識をどう変えていくかといつことが課題だと思いま

す。地域全体として伸びていこうとした。みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向には、みんなで本当に今までの考え方を変えながら、新しい方向に向かって行かなければならぬということですが、田端さん消費者側から見て北海道農業に対して意見がありましたら聞かせてく

ださい。

田端：農地の放棄や農外転用があることは、消費者にとっても不安なことです。自治体が「農地の里親」になり、意欲ある経営主体に委託して新規就農を促進するようになつてができないものでしょつか。道内農業にとって農地の保全は重要なことです。

北海道にとって、なんといつても農業は主要産業であり、全国の食糧供給基地としての役割は今後ますます重要になると思います。だから北海道農業は元気でなければならぬと思います。他府県の消費者が北海道農業に関心と期待を寄せるほど、道内消費者はそのことを自覚していくでしょつか。北海道版の「生・製・販・消同盟」を実現したいですね。

農協・漁協・生協など協同組合員の人口比率が極めて高いのが北海道の特徴です。提携の強化はもちろんですが、例えば協同組合会議を常設して「国民生活」について重要な農業、食料、環境、福祉などに関する国民多数の立場に立つた政治的発言ができるよう期待した

いですね。農業の国際化の中で重要な役割だと思います。

司余：やはり我々農業関係者というのは、今まで食糧を生産しているところよりも、単に農産物を作っている、作った物がどう消費者に支持されるかという視点がなかつたら、いずれにしても食糧という問題を中心に、消費者と農民がどう歩み寄つて結びついてやつていくかというのが非常に重要です。

地域をじつ発展させていくかという立場で今の農業を考える。そういう意味では長尾さんの言つているように、単に中央政府だけの政策では北海道農業はうまくいかない。やはり地方自治を捉えた中での地域の人達との交わり、こういうものを大事にしながら今後必要がある。

長尾：これから北海道農業は競争してというよりは住み分けをして生き残る、地域として、農協として手を繋いでいくという姿にならなければいい。そういうところが望ましい。そういうところ初めて安定した行き方はあると思います。

思います。この危機的な状況に対し改めて協同関係みたいなのが芽生えていいのではないかと思つております。そしてその延長線上にまた農協と生協との再編提携ということが期待されます。そ

の受け皿になる農家の姿もお金に替えられない貴重な生き方を見い出すことに大きな意味がある。今までの中央集権的な規制の中でやつて、お金で頬を張られてきたのはちよつと違う形です。

中央官庁の統制に従わないどんな目に合うかわからないといつことに若干不安はあるまですかね、従来の方向とは違つ生き方になると思います。

国民的コンセンサスで

デカップリングを

笹川：今回、道が定めようとしている農業振興条例の一番の柱は、農業・農村に対する道民の「コンセプト」になっています。といふのは、ガット・ウルグア・アイ・ウンペの合意では主要農作物の関税引き下げというのが六年間で十五%となつてあります。わざと見

直しの時期に関税引き下げというのが必至なわけです。そうなると内外価格差というのは開くことになります。

次に、農家の所得確保の問題があります。今後、輸入農産物の価格との関係などから農産物価格の引き下げが懸念されるが、そうなると農家が農業経営を継続していくことが非常に難しくなります。さきほど述べました農業・農村が果たしている多様な役割について、国民的なコンセンサスを形成する。そして、農業が農業経営を継続していくように、EPCなどが実施している、デカップリング（註3）による所得保障など何らかの対策が必要ではないかと、そういうふうに繋がつていかないと支えきれないのではないかと思います。

私のところ、担い手センターが、新規就農を推進していく上で農業の展望がないというのが一番問題です。これは農業を辞める人がいることは、新しく入る人にとってもふれていないことです。現在国で検討を進めています新しい基本法の中に是非入れていただきたい。

北海道の農業・農村を守り、発

展させるためには消費者の理解を得て、道産の農産物を買つてもらうことになります。そのためには、生産者はワーレン農業をやつて安全で良質の農産物を生産するひともに、できるだけコストを下げるところ努力が必要だと思ひます。

土地利用型

クリーン農業を

谷本：農地の側からみても、今まで農地は生産の場だということでは農地法があつたんですねけれども、農地法を改正しようというのではなくて、やはり農家だけではなくて非農家の方にも消費者の方にも農地を使つていただけ、開放するという視点をこの際していかなければならぬのではないか。先ほ

どいの里親制度、地域の生産の場の一部を利用してもらつもの含めて、市民農園とかいろいろな形で住民の方にも開放してもらつて、うな農地にしてやります。例えば、そういうふういろんな形で農業を理解してもらつたために、生活の一部としてあることは生産の

場を理解してもらつたために開放をするのを含めて、地域の農地は全部農家のものなんだ、あるいは農協のものなんだという感覚ではなべて、一部いろいろな形で国民の生産するひともに、できるだけコストを下げるところ努力が必要だと思ひます。

作業にタッチしていただき、というようなメニューを用意する中で、

一部農地を多面的に農地として守りながら、その中にいろいろな農業を理解してもらつたメニュー、あるいは生産の場だけではなくて生活の場として農地を位置づけていくところのような運動も含めて、一部開放して多目的利用していくという努力が必要だと思います。

その中で余る農地を農業経営だけではない利用の仕方、もう一つは農業サイドとしてもさきほどのは低農薬ワーレン農業ではないけれど、府県の集約農業にあれば金儲け農業に、北海道の土地利用型農業が引きぎり込まれてしまつたところもあるのではないかと思います。そういう意味では北海

道の利点は土地利用型である。ワーレン農業の中で付加価値をつけ、農産物が高く売れるんだといふような戦略を含めて、もう一回北海道の立地条件、メリットを見直して、眞の土地利用型農業に回帰していく。その中で所得向上なりえるようなエッフェアにして、やはり全面的に農業サイドから利用してこだまく。あるいは実際に農業にタッチしていただき、

かと思うのです。

ある程度の農地を粗放的に經營する。そういう中で全部の農地を守らざるよくな戦略もあるのではなかつて、集約化して生きますとますます農地が余つていいわけで、そのキャップが、もちろん地盤が高かつたり、安かつたり、それがいろいろな周辺の農業団体も含めた圧力の中、土地は今減少しているんですけれども、少なくともそこから低投型農業ではない利用の仕方、もう一つの農業サイドとしてもさきほどのは低農薬ワーレン農業ではないけれど、府県の集約農業にあれば金儲け農業に、北海道の土地利用型農業が引きぎり込まれてしまつたところもあるのではないかと思います。そういう意味では北海

へ向けて北海道農業を考えた場合、從来どちらかといふと生産としてしか農業を考えなかつたのですが、それをもっと多面的、多様な捉え方をして、例えば北海道振興条例の中にもうたつてありますけれども、都市生活者が農村に行つて潤いや安らぎを得る、これも農村の果たす大きな役割だと思います。そのように多面的な捉え方で、これから農業・農村の理解と、それこそ農協は単に生産ばかりではなく、福祉だと文化だとかいうものをとり上げて行くというようになど、多様な方向でものを捉えていかないといふわけ、そこにはヤップが、もちろん地盤が高かつたり、安かつたり、それがいろいろな周辺の農業団体も含めた圧力の中、土地は今減少しているんですけれども、少なくともそこから低投型農業ではない利用の仕方、もう一つの農業サイドとしてもさきほどのは低農薬ワーレン農業ではないけれど、府県の集約農業にあれば金儲け農業に、北海道の土地利用型農業が引きぎり込まれてしまつたところもあるのではないかと思います。そういう意味では北海

がありませんよ」と、谷本さんからお話をいま笹川さんと谷本さんからお話を

（話①②③の説明は巻末参照）

essay

道産豆ユーザー

の熱い思い

—道外菓子メーカーの取材から—

広報ほくれん 編集長

能 條 伸 樹

天満宮参道名物 梅ヶ枝餅の『きくち』

毎回一回くらいは道外に出張する。主としてホフレン広報誌に連載している「道産流通レポート」の取材のためである。

この企画は、北海道の農産物の主要なユーザーを訪ね、その企業の業績などを紹介することも、原料供給産地・北海道とホフレンへの期待や要望を聞くという内容。

取材先は食品メーカーが中心だが、ナショナルブランドの大企業から地域の中堅企業まで、その規模や歴史はさまざまだ。

しかし、いずれも個性的な経営感覚とたゆみない挑戦精神を持つ経営者によってリードされているだけに、取材のたびに、スリリングな興奮とともに、教えられることが多い、対象原材料のうち最も取材の機会が多いのは小豆、手亡などの豆類。そのほか、ビート糖、馬鈴しょ、でん粉、乳製品、いも・たまねぎをはじめとする農産

園芸作物、米、小麦、そば類、そして肉や鶏卵など、まずは北海道農業の万般にわたっている。その中で、今回は、最近の道産豆ユーザー取材で感じたことのいくつかを述べてみたい。

昨年のいま（一月上旬）、私は福岡県内にいた。その時の取材先は、これまでにも取材した百社を超えるユーザーの中で、最もこじんまりした地域のお店で、このシリーズに登場するのは、やや“異例”に属していたかもしない。

寒冷前線の通過で寒波にあわれ、九州は時ならぬ寒さだった。太宰府天満宮の梅もまだほころびぬめず、ちらちら雪さえ舞つてゐる。お宮の参道も人影はまばらだつたが、軒をつらねるみやげ店の中では、目さすその店だけは客足が絶えない。太宰府天満宮の参道名物・梅ヶ枝餅の『きくち』は、間口一尺そこそこの店だ。大きな赤ちょうちんがなければ、誰もが見のがしてしまっただろう。だが、味の情報については千里を駆けるのである。この店には、土地の人



▲梅ヶ枝餅の小さな地域一番店「きくち」

ばかりでなく、観光客たちもロココ三情報で集まつてゐる。昨年も、元旦だけで一万個（一個百円）を売つたといつから驚く。

「あんこ」は道産小豆 100%使用

その理由は、あんこの原料（道産小豆）にこだわる自家製餡のノハツにあるーと社長の菊地洋子さんはいう。「私は梅ヶ枝餅と結婚したようなもの」と豪快に笑う女傑の洋子さんが、四十数年間、女手で切りまわしてきたという自信一あえて「道産小豆100%使用」の看板を店頭にかけて近隣同業者の反発を買つた時期もある。看板は黙つてはずしたが、「組合あつせんの製餡所からの餡を仕入れてくれ」という申し入れはキッパリ断つて、娘さん一人と豆を焼き続けた。博多女のこの気っぷが千客万來の原動力である。

だが、そうして守つてきた『きくち』の味を危機に直面させたのが、平成五年の凶作と豆相場の暴

騰だつた。「信じられない価格で品質は悪かつた。あのときは何度、元旦だけで一万個（一個百円）を売つたといつから驚く。

「きくち」は、年間小豆使用量が約一五㌧程度。コーナーとしては、他のメーカーと比較になる存在ではないだろう。しかし、経営のスケールや手法が月とスッポンでも、商品の質にこだわる良心的メーカーにとつて“豆”的位置づけに軽重はない。ありふる道産豆を大事にしてくれるコーナーの原型が、このちいさなお店には、あつたと思つ。

安定供給への 切実な訴え

この一年ほどの間に取材した他の道産コーナーをふりかえつてみると、まず、全国五百店舗のフランチャイズチェーン（FC）展開



能條伸樹（のうじょう のぶき）

- 1930年東京生まれ
 - 1951年北海タイムス入社。編集、総務、営業の部長、局次長、局長職に。
 - 1983年ホフレン農業協同組合連合会入会。広報誌編集長として在職中。

〈著書〉詩集「薄明に呼ぶ」(北書房)、「父と子の二十代詩集／時代」(ことばの工房)、「農と食の窓辺／コラムちゃんねるの100カ月」(ホフレン)「北風ちゃんねる／続農と食の窓辺」(共同文化社)など。

〈作詞〉札幌市「市民の歌」(川越守作曲)、「北海タイムス社歌」(八洲秀章作曲)、北海道農業博テーマ曲「北のいぶき」(青木清一郎作曲)、栗山町立繼立小学校校歌(杉山祥子作曲)など。

 - 北海道詩人教会会員 ●北海道文学館会員
 - 北海道速記士会会員 ●詩誌「青芽」同人
 - 現住所 〒062 札幌市豊平区西区4条14丁目8-5

構築を考えている。ホフレンの知恵も借りながら、農家の「E.O化を進められないだろうか」などと問い合わせられたのが印象に残る。秋田県湯沢市で創業百三十数年の「Vいた」の、心あたたまる市で、これも創業曰三十年の「三田屋まんじゅう」の風雅なひと口サイズ、山形県鶴岡市で創業百十一年の「木村屋」では、重厚な風格の銘菓「古鐘」とも出会った。一世紀を越える暖簾には、それぞれに誇り高い「マークアイテム」が健在なのである。

一方、東京みやげとしてポップラーになつてはいるが、本拠地せき九州筑豊の「ひよ子」(福岡県飯塚市)にも行つた。道産大手七餃を、あじけないヒヨコの表情で包んだ、あの卓抜なデザインの妙。

それが工場の量産ラインでみじんとに再生産されていくのに感嘆した。そして、これからすべての「ユーザー」が、取材の最後の締めくくりのところ、異口同音に居すまいを正して語つたこと。それは「安定供給」（価格も含めて）への切実な訴えであった。

あの平成五年凶作以降、輸入豆に原料を切りかえたまま、まだ道産に戻つてくれないユーザーも少なくなるのが現実だ。その中で、たじろがずに「北海道産を使い続けてくれた企業は、産地にとつてかけがえがない。「安定供給」を求めるユーザーの声をないがしろにせず、将来にわたつて強い信頼関係を築いていけるかどうかが、道産豆の未来を左右するだろう。

太宰府天満宮参道の「ゑいわ」の一階喫茶部で、博多弁丸だしで私は「安定供給」を訴えた菊地洋子さんの真剣なまなざしが、いまも脳裏に残つて消えない。

連載



あのマチ・地域おこし活躍中 このムラ

No.10

島根県仁多郡横田町の事例

農業公社による地域農業振興

◇横田町の概要

横田町は、島根県南東部、中国山地のほぼ中央部に位置する山間の町である。町の南北には、JR木次線が縦断する。県庁所在地の松江市からは、山陰本線の幡生方面に乗車し、途中の宍道で木次線に乗り換え、約一時間を要する。町の南には、高低差一七〇㍍の「三段式スイッチバック」と銘水門は水稻と肉牛（和牛）である。特に肉牛は、中世における役牛生産以来の伝統を持ち、全国和牛能手共進会などで毎年高い評価を受けている。また、同駅付近の国道一三号線上には、「奥出雲あろちる一ブ橋」が架けられている。本町

は、このスイッチバックとループ橋に象徴されるように、相当急峻な山に囲まれているのである。

本町の面積は一八九㎢で、うち八五%が山林原野となっている。人口は、九五年四月現在、八、五人。一人となっており、他の多くの山間地同様、減少に歯止めがかかるつていよい（八五年は九、〇一五人）。こうしたことから、本町は過疎地域の指定を受けている。

◇横田町農業の特徴

水稻と肉牛を基幹とする横田町農業の最大の特徴は、経営規模が零細なものである。九五年センサスによると、経営耕地面積は一、三七六㌶（うち水田一、〇三〇㌶）、農家戸数は一、二三三戸であるから、一戸当たりの経営耕地面積は一・〇四㌶に過ぎないのである。

町では、こうした点を克服し、農家の所得向上をはかるため、一九七六年、国営農地開発事業を導入した。当事業は九五年まで実施され、これにより三七〇㌶もの畠地が造成された。町、農協などの関係諸機関は、この造成畠を基盤に、酪農、野菜、果樹、葉タバコなどの振興を目指そうとした。

しかも、山間地に位置するため、圃場は必然的に狭隘なものが多数

で品として出荷される。農業以外では、かつて繁栄していた「たたら製鉄」の技術による「刀剣」全生産量の七〇%以上を占める「雲州そろばん」などでも知名度が高い。

▶神話とたらの里、横田町



つまり、規模の零細性を克服するために畠地を造成したものの、それを引き受けるべき農家の労働力が脆弱化してしまったのである。結果として、造成畠の生産機能は著しく低下した。町は、こうした事態に直面し、なんらかの対応策を打ち出さなければならなくなつた。そこで検討されたのが、農業サービス機能を提供する農家支援組織の設置であった。



▲横田町農業振興センター

この経緯により、一九八九年、造成畠の生産支援を主目的とした社団法人横田町農業公社が設立された。設立にあたり、当公社は、町、雲南農協、同農協生産組合の出資に基づく第三セクター形態で運営されることになった。現在、資本金は八、四〇〇万円で、町が五〇%、雲南農協が四九%、同農協生産組合が一%それぞれ出資している。

第三セクターとして設立された理由は、農協が採算制に乏しい農家支援事業の主体となることを忌避したためである。当初、町は、「農業サービス機能は農協が果たすべき」と考へ、横田町農協（当時）に農家支援組織を担うよう要請した。ところが、経済事業体である農協は、そのような不採算事業の導入に応じることはできなかつた。それゆえに、本町における農家支援組織は、農協主体とはならず、町を中心とした第三セクターで運営されるうことになつたので

◇横田町農業公社の設立

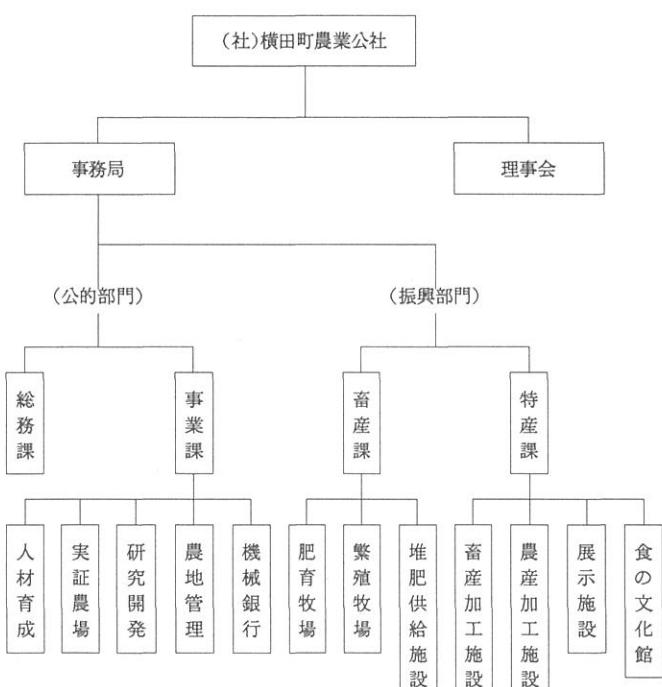
この経緯により、一九八九年、造成畠の生産支援を主目的とした社団法人横田町農業公社が設立された。設立にあたり、当公社は、町、雲南農協、同農協生産組合の出資に基づく第三セクター形態で運営されることになった。現在、資本金は八、四〇〇万円で、町が五〇%、雲南農協が四九%、同農協生産組合が一%それぞれ出資している。

第三セクターとして設立された理由は、農協が採算制に乏しい農家支援事業の主体となることを忌避したためである。当初、町は、「農業サービス機能は農協が果たすべき」と考へ、横田町農協（当時）に農家支援組織を担うよう要請した。ところが、経済事業体である農協は、そのような不採算事業の導入に応じることはできなかつた。それゆえに、本町における農家支援組織は、農協主体とはならず、町を中心とした第三セクターで運営されるうことになつたのである。

ある。

また、当公社は、民法34条に基づく公益法人の社団法人として運営されている。公益法人としたのは、税制対策、ならびに機械、施設などの町有資産を管理するためである。また、社団法人としたのは、町内の農家の民意を反映させるためである。社団法人であるな

図1 (社)横田町農業公社の機構図



注) : 横田町農業公社提供資料とヒアリング調査をもとに作成。

れば、法人の最高意思決定機関として総会の開催が義務づけられ、(財団法人にはこの義務はない)、出資者である社員には総会議決権が与えられる。そこで、町内農家の社員とし、彼等が公社の業務執行に関わることを可能にしているのである。

◇横田町農業公社の事業

当公社で取り組まれる事業は、設立の動機となつた造成畠の管理だけにとどまらない。図1の機構図に示したように、当公社では、2部門4課体制にて様々な事業に取り組んでいる。代表的な事業について、各セクションごとに、簡単にみていく。

事業課では、「農地管理」「人材育成」などを実施している。「農地管理」は、件の造成畠を管理する事業である。ここでは、現在一名のオペレーターが雇用され、毎年一二〇㌶程度の作業を「システム」に請け負っている。ちなみに一九九五年度の実績は、保全管理が三〇㌶、作業受託が九三、七㌶であつた。次の「人材育成」については、後述したい。

畜産課では、「繁殖牧場」「肥育牧場」「堆肥供給施設」を運営している。前者の「牧場は、言うまでもなく地域内の肉牛振興を目的としてあり、現在、約三五頭の繁殖牛、約二五〇頭の肥育牛が飼養

されている。「堆肥供給施設」は、これら牧場から収集したふんを堆肥化し、町内農家に販売するため設置された。そもそもこの施設は、生産機能の低下した造成畠の地力維持・向上を目的としており、設置当初から「農地の管理」と密接なつながりを持つている。

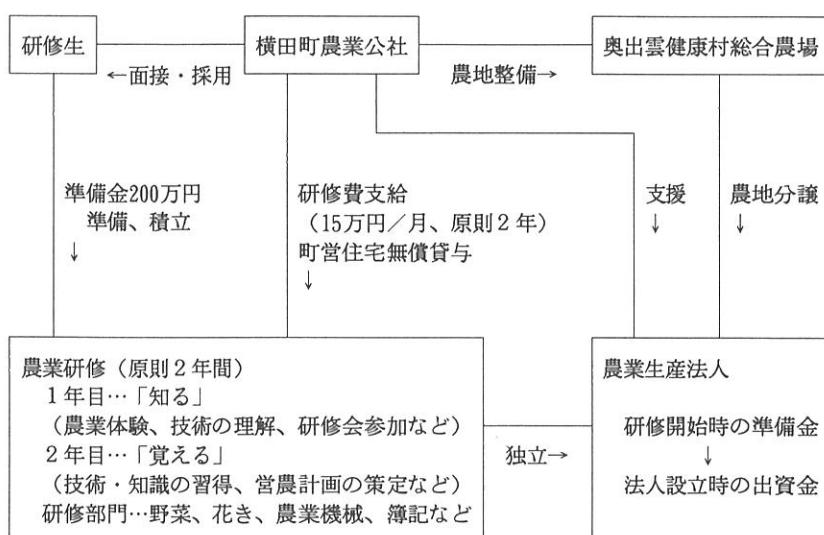
特産課では、地場産の農畜産物を「畜産加工施設」「農産加工施設」にて製造し、これら食材を「展示施設」に陳列、あるいは「食の文化館・ピオニー（＝レストラントと食材販売施設）」にて消費者に販売している。なお、このセミヨンで実施される振興部門は、経営困難な初期段階のみ公社の枠内に位置づけられ支援を受けるが、経営が軌道に乗ると、すなわち公的支援の必要性が希薄になると、公社から分離され独立していく。たとえば、かつて公社で取り組んでいたとある「キノコ生産部門」は、現在「奥出雲サンマッシュ」いう有限会社となつていて、これら様々な事業の中で注目に値するのは、事業課の「人材育成」の一環である「農業

者インターーン制度」である。当公社は、本制度の確立にあたり、一九九三年に農地保有合理化法人の資格を取得した。そして、一九九四年より、図2にみるような、農

地保有合理化事業を活用したインターーン制度を実施している。

本制度は、当公社および県農業開発公社が集積した農地を研修農場（名称は奥出雲健康村総合農

図2 (社)横田町農業公社の「農業者インターーン制度」



注) : 横田町農業公社提供資料とヒアリング調査をもとに作成。

場)として整備し、そこで地域農業の新たな担い手を育成しようというものである。こゝでは、現在、二十才から三十六才までの七名のインター生が研修中で、うち一名が二十六才の女性、四名が田外からの新規参入者(四名の研修前の居住地は、東京都、大阪府、広島県、県内浜田市)となっている。インター生は、まず研修前に「一百円の準備金を用意し、農場にて」

◀ 食の文化館ピオニ



年以上に及ぶ様々な研修を受ける。この間、月十五万円の研修費が支給され、田舎住宅が無償で貸与される。そして、研修終了時に農場の農地が分譲され、用意した一百万円の準備金を原資に農業生産法人を設立し、公社から独立することになっている。なお、法人としての独立は、「家族経営の範疇で是近代的な農業を実践することは難しい」という当公社の常務理事の持論を反映したものに起因する。そして、ここに当公社の経営状況について簡単にみておこう。一九五年度における公社の収支は、収入が五億九、一〇一萬円、支出が五億三、〇九七萬円で、五、一二四万円の黒字となっている。ところが、造成畠の管理、インセンティブ制度などの公的部門に限れば、事業収入だけでは採算がとれる状況はない(事業収入一億七、一五万円、支出一億七、一三三五万円)。つまり、農業サービス機能の提供は、まことに採算制に乏しく、町からの補助を受けざるえない状況に置かれているのである。とはいっても、当公社は、「農業者インター

ーン制度」に代表されるように、次世代をも視野に入れた様々な町の支援に係わる事業に取り組んでいる。こうした取り組みは、公益性の発揮へとつながり、公社への公的補助を可能にしているのである。

農業公社による地域農業振興のキーポイント

周知のように、中山間地域では、

担当手脆弱化による地域資源の崩壊、それに伴う国土保全、食糧安

保の危機が懸念されている。こう

した危機への対応は、本来国が担

うべきであろうが、そのための国

の補償は、大変貧弱なものである。

たとえば、EU諸国でみられるよ

うなデカップリンク(直接所得補

償)政策は、わが国には存在しな

いのである。そこで、横田町の事

例にみると、地域レベルで農

家を支援し、地域資源を維持する

といった動きが出てくるのである。

といひて、こうした条件不利な

中山間地域における農家支援は、

極めて採算制に乏しく、大き

な財政負担を伴うものである。したがつて、こうした地域レベルでの対応は、同じ悩みをかかえるすべての市町村にて容易く実現できるものとは到底考えられない。横田町の事例を素材に考へると、農業公社による地域振興の実現は導入する自治体の財政基盤の確立のみならず、公的負担に対する地域住民の理解が大きな鍵を握っているといえよう。

(レポーター
専任研究員 井上 誠司)

付記：本稿は、(社)横田町農業公社常務理事・佐伯徳明氏からのヒアリング調査を参考として作成した。なお、(社)横田町農業公社については、本稿の他、佐伯徳明「農業公社を中心とする地域社会・農業の活性化—島根県横田町農業公社」「中山間地域における地域再編の課題—そのシステム」と地域マネジメント」農政調査委員会一九九三年、小田切徳美「日本農業の中山間地帯問題」農林統計協会一九九三年、などもあわせて参考された。

「貿易自由化」と「地球環境破壊」(I)

北海道立中央農業試験場

経営部長 長尾 正克



長尾 正克(ながお まさかつ)さん

一、北朝鮮の食糧危機

北朝鮮が遭遇している未曾有の食糧危機を乗り切るため、我が国に食料援助を要請するために訪れていた黄書記が、帰国の途中で中国の韓国大使館に亡命したという記事が最近のマスコミをにぎわしている。かねてより、北朝鮮の異常気象に起因する自然災害が食糧危機を招いており、このままでは數十万人もの人達が餓死する恐れがあるとして、マスコミで報道されてきた。食糧を買うお金がない

ということは、事態は政治体制の帰結であるとしても、異常気象の要因と想定される地球環境破壊は現代経済学（近代経済学とマルクス経済学）の欠陥に由来するものと考えられるので、他人の不幸といつことで見過ごすわけにはいかない。

現代経済学には、社会共通資本、とりわけ自然資源（大気、水、河川、海洋、森林、土壤などの自然環境）を経済学体系からはじき出しているという致命的な欠陥がある。したがって、環境破壊がもたらす災害を公害、あるいは外部経済であるとして、事実上、環境破壊の責任を回避させた。そのため、環境保護者は困難な戦いを歴史的に強いられており、地球環境はますます悪化の一途を辿っている。

北朝鮮が被った自然災害とは比

べようがないとしても、わが北海道として見逃せないことは、北海道自体がこの十数年来異常気象の連続であるということである。どうやらこの地球環境の悪化がもたらす異常気象も決して他人事ではないのである。私たち自身の問題として捉える必要がある。以下では、環境保護の原点に立ち戻り、

環境破壊の背景と今後の方向について考えてみたい。同時に、私が環境破壊と関連させて、大規模企業的・高生産性経営体の育成に対して、批判的立場をとろうとしている真意について明らかにしたい。

一九八八年五月、アメリカの議会で、地球科学者ジエラード・ハセン博士が次のような証言を行つた。「地球の平均気温が異常な速度で上昇しつつある。これは、自然現象ではなく、人間活動によるもので、特に化石燃料の大量消費という現代文明によつてたらざれたものである。このまま続けば、二十一世紀の中頃には、地球の平均気温は、現在より一度(ないしは三度)上昇するであろう。それに伴つて、気候が大きく変動し、自然の環境も、これまで人類が経験したことのないほど大きく変わる。その時には、人類もこれまでのよ

宇沢弘文氏の著書（「地球温暖化」）

表1 代表的な温室効果ガスの人为的排出量の例

二酸化炭素	260億トン (61%)
メタン	3億トン (15%)
亜酸化窒素	600万トン (4%)
CFC-11 (フロンの一種)	0.300万トン (2%)
CFC-12 (フロンの一種)	0.400万トン (7%)

資料：宇沢弘文著「地球温暖化を考える」、岩波新書。

地球温暖化の原因は、主として化石燃料の大量消費である。石炭、石油、天然ガスという化石燃料を燃焼すると、二酸化炭素が大量に放出される。ところが、二酸化炭素は大気の温度を暖めて、地表全体を暖める役割を果たす。このような炭酸ガスはごく微量であれば問題はなかつたが、産業革命以来、人類は石油、石炭をはじめとする化石燃料を地中深くから大量に掘り出して、それを燃やし、炭酸ガス

うな生活をいとなむことはできなくなるであろう」。
ハンセン博士の証言以後も、異常としか思えないような気象条件の変化、あるいはそれによつてもたらされた自然災害が続出してあり、彼の説を裏付けている。また、日本でも農林水産省農業環境技術研究所は、炭酸ガスの増大による地球温暖化によつて、海面上昇が起つり、そのため世界中の多くの地域で農耕地水没の可能性があることを指摘し、早ければ一〇三〇年、遅くとも二十一世紀末には世界の穀類適地が半減することを予測している。

F・シユウマツハーよれば、「化石燃料の消費水準が著しく高まつたのは、ごく最近のことであり、現在進行している化石燃料の消費水準は、人類発生から第一次

世界大戦までの時点（大戦を含めて）までの全産業活動と、大戦終了後から現在（一九七〇年頃）までの消費水準は等しい」といわれるほどである。八十年代以降はもうとすさまじい。

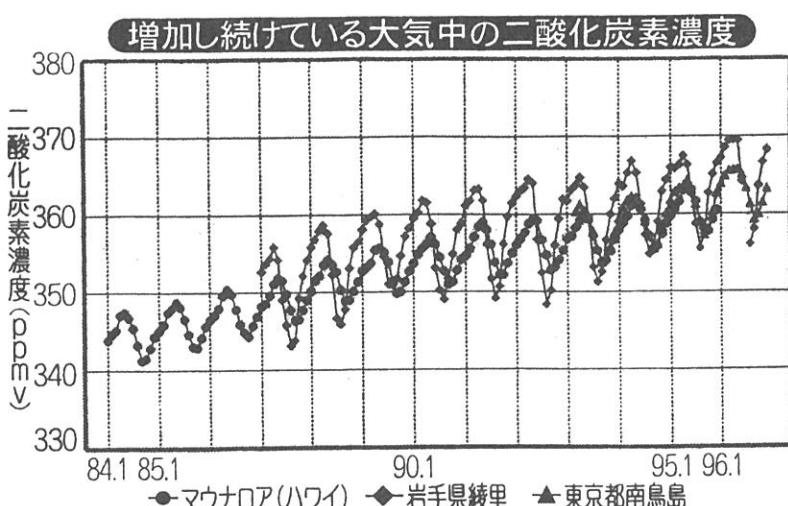
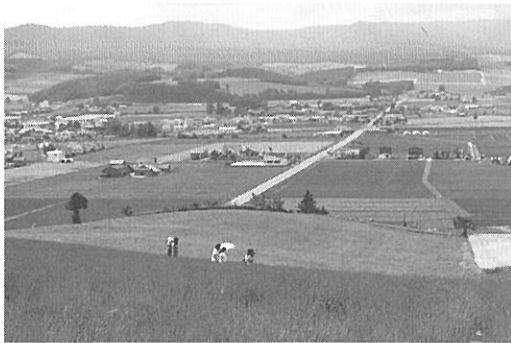


図1 大気中における二酸化炭素濃度の推移

資料：北海道新聞1997.2.17付(朝刊)



温室効果を持つガスは、炭酸ガスの他に、メタン、亜酸化窒素、フロンガスがある。メタンの温室効果は炭酸ガスの一〇〇六〇倍、亜酸化窒素は三三〇倍、フロンガスはいろいろな種類があり、種類によって異なるが数十倍から一萬倍になるといわれている。(表1)

一九五八年に、国際地球観測年がもたらし、その企画の一つとして、ハワイ島にあるアメリカの海洋大気庁のマウナ・ロア観測所で、温室効果ガスのうち最も影響力の大きな二酸化炭素の濃度を測定する作業が開始された。日本でも気象庁の観測所である岩手県綾里、東京都南鳥島でも観測を開始したが、その結果は図1にみられるように、マウナ・ロアと軌を一つにして大気中の二酸化炭素濃度が現在も増加し続けている。(図1)

三、環境保護運動における南北問題

国際社会の環境問題への対応には、先進国政府、多国籍企業、先進国の巨大NGO(特にシンクタ

ンクや自然保護団体)が、一方的に途上国政府を巻き込む形で進められる「環境スワップ」が挙げられる。

「環境スワップ」といふのは、「国際的NGO」が南の債務を債権の一次市場で一割程度の割引で購入し、債務国政府が債務の額面に相当する現地通貨を環境プロジェクトに支出するというものである。

きびしい財政状況のもとで支出するためには、福祉予算を削つて捻出したり、増税したり、通貨を増発してインフレを引き起こしたりといった事態が生じる。いずれにしても低所得層の生活が直撃される。このため南のNGOは、この環境スワップに激しく反対し、深刻な南北問題が生じている。

地球温暖化対策などにかかわる調査では、世界資源研究所(WRI)や国際環境開発研究所(IED)などのシンクタンクが国際的に大きな影響を持っている。そうしたなかで、インドで科学・環境センターを主宰するアール・アカルフルは、一九九一年にWRI報告書を「環境植民地主義に根ざ

している」と批判した論文を発表して、世界の注目を浴びた。その批判の主な内容は、翌年リオでの地球サミットを前にして「世界NGO会議」でのアガルフルの発言に集約されている。

すなわち、モーリス・ストローン(カナダの石油王で、一九七一年ストックホルム国連人間環境會議と一九九一年地球サミットで事務局長を務めた)が開会挨拶で、「南を援助する」とふれると、アガルフルは「こゝはもうストックホルムではない。債務危機や天然資源の略奪などの力たちで南から盗んだものを、北が南に返すことが第一の問題なのだ」と発言した。

アガルフルの活躍によつて、国際會議の場で、先進国の政府はしばしば各国の汚染物質(温室効果ガスなど)の排出量を過去の実績を基準にして凍結したり、削減したりするという方向で問題をたてたが、世界の環境NGOの間では、南のエコロジストの影響のもとに、現在の各国の人口数に応じて、排

出量を割り当てるべきといふ「ソーシャルサス」ができるが、これが、既得権（排出実績）を前提にして「平等な努力」を行うことが公正なのが、住民一人当たりの環境資源（この）では環境の汚染浄化機能）の「平等な享受」を選

ぶことが公正なのか、といふ「環境的な公正」をめぐる論争なのである。アフリカの立場は、もちろん後者の「平等の享受」であり、「地球資源を破壊している」という点では、一人のアメリカ人は数え切れないほどのインパクト人やアフリ

表2 世界の主要国二酸化炭素排出量

国名	年間1人当たりの排出量(Cトン)	総排出量(百万トン)	世界全体の%
アメリカ	5.8	1,430	24.2
東ドイツ	5.3	90	1.5
カナダ	5.1	132	2.2
ソ連	3.9	1,100	18.7
イギリス	3.3	120	2.1
西ドイツ	3.3	200	3.4
イタリア	3.0	170	2.9
日本	2.3	280	4.7
中国	0.5	120	2.0
印度	0.2	570	9.7
		160	0.2

資料：元資料は1991年度『環境白書』

宇沢前掲書よりの孫引き

南の戦いは、困難を極めているが、次第に北の理解が得られつつある。環境資源の享受の面から見た「環境的な公正」の追求は、いまや世界のNGOのソシエンサスになりつつある。とりわけ低地帯にあるため海面上昇に敏感なオランダは、「先進国に住む四分の一の人口が、地球上の自然資源の四分の三を消費する」というこれまでの不均衡な富の配分は、倫理的に間違っているだけでなく、政治問題を引き起こす原因となる」という認識のもとに、「環境空間」という概念を設定し、先進国の自然资源消費構造の変革に取り組もうとしている。スウェーデンでは、一九九一年に世界に先駆けて地球温暖化対策として炭素税の制度を導入した。スウェーデンに続いて

力人に匹敵している」と主張している。要するに、貧しい諸国が食糧生産のために温室効果ガスを出すことと、富裕な諸国が必要以上に消費のために化石燃料を燃焼させ一酸化炭素を出すことを同列に論議すべきではないということである。

世界の主な国で、どの国が最も環境に負荷を与えていたかを改めて確認するために、二酸化炭素の排出量を表2に示した。この表によると、二酸化炭素の排出量が最も大きい国はアメリカで、次いで、東ドイツ、カナダ、ソ連、ボーランドとなり。この表は一九九一年度の環境白書から引用したので、ソ連や東ドイツも含まれている。アメリカが化石燃料の浪費国だということはよく知られた事実であるが、社会主義国のソ連や東ドイツが大変な浪費国であつたことは注目される。つづいて、西ドイツ、イギリス、日本、イタリア、中国、インドの順になる。環境破壊防止に最もルーズなアメリカが、環境スワップを押しつけることに対し、インドのアフリカの怒りは当然であろう。（表2）（次号へ続く）

ときの話題

農業農村を道民共通の財産に

——都道府県初の農業振興条例——

北海道大学農学部

教授 太田原 高昭

1、農業振興条例への期待



▶太田原 高昭
(あおたはら たかあき)さん

北海道農業振興条例が早ければこの二回にも施行されることになつた。一月二十一日には知事の諮問を受けた北海道農業振興審議会の答申が提出され、現在条文の詰めの作業が続けられている。都道府県でははじめての農業振興条例であり、道内だけでなく全国的にも注目されている。

農業振興条例の制定は知事の選挙公約に沿うものであるが、次のような理由からその必要性は明らかである。

第一にガット農業合意とWTO体制の発足によつて、北海道農業がかつてない危機を迎えていること

である。北海道農業はこれまで経営規模の大きさで国内において比較優位を保つてきだが、海外農産物との直接競争にさらされると、農業以外の収入源をもたない専業地帯の弱点が表面化することになり、それに対し行政がどのような支援を行うのかを明確にすることが必要となつている。

第二に、農業が北海道の基幹産業の位置にあることから、農業の盛衰は農業関係者だけでなく、関連産業や地域経済に決定的な影響をもたらすことになり、北海道経済は全体の不振の中で農業振興は広範な道民の関心事となつてきておりであろう。

昭和38年 北海道大学農学部（農業経済学科）卒業。
昭和52年 農学博士。
平成2年 北海道大学農学部教授。
(認同組合学講座担当)

2、農業振興条例の内容

道は農業振興条例の制定に当つて、昨年の春から夏にかけて道内各地で意見交換会を開き、また農業団体はじめ、消費者団体や経済団体などから意見聴取しただけでなく、新聞広告を出して一般道民からの意見募集を行うなど、道民参加の条例づくりにこれまでない意欲を見せた。

すでに公開されている「農業振興条例骨子」をみると、冒頭の「趣旨と理念」の項目は「北海道の農業・農村を道民共通の貴重な財産としてこれを育み、将来の人々に引き継いでいく」という強い決意の下、「この条例を制定する」という文章で結ばれている。農業・農村を「道民共通の貴重な財産」と規定し、それを子孫に引き継いでいく「強い決意」を表明しているところに、道民参加の成果が現われているといえよう。

「施策の基本方針」として挙げられているのは次の5項目である。

- ①収益性の高い地域農業の確立を図ること
- ②多様でゆとりある農業経営の促進を図ること

- ③農業の担い手の育成及び確保並びに経営能力の向上を図ること

- ④環境と調和した持続的発展が可能な農業の促進を図ること
- ⑤うるおいや豊かさを感じられる活力ある農村の構築の促進を図ること

この基本方針に沿つて推進される施策としては次の3項目が挙げられている。(1)農産物の安定的生産及び供給の促進、(2)生産基盤の整備、(3)農産物の付加価値の向上等、(4)試験研究体制の整備等、(5)農業経営の体質強化、(6)農業経営の多様化の促進、(7)農地の利用集積、(8)担い手の育成及び確保、(9)環境と調和した農業の促進、(10)生活環境の整備、(11)活力ある農村の整備、(12)財政上の措置、(13)農業者等の自主的な努力。

3、「農業・農村振興条例」への発展

しかしこの骨子だけでは具体的にどのような事業が行われることになるかはよくわからない。条例の真価はそれがどのように具体化されているかによって問われるべきであろう。この点では、すでに前述⑧に関連して、後継者を確保した経営には、親の残した負債に対する利子補給を行うという負債圧縮のための事業が検討されていることが報道されたが、このように積極的な施策が次々と打ち出されることを期待したい。

農業者の側も「何が出来るか」という受け身の姿勢ではなく、抽象的な条文を具体的な要求に手掛けりとして生かしていく能動的な姿勢が求められよう。とくに農業団体や農民組織には組合員や盟友の要求を条例の趣旨に即して政策化していく政策能力が問われていると言つてよい。

農業振興条例はその趣旨と理念からみて、従来の産業政策に止ま



らず、医療、福祉、教育、地域振興などの行政をも視野に収めた総合的な政策展開を必要としているものであり、クテ割り行政の是正という点でも画期的な条例になる可能性をもっている。その点では条例が含む内容をそのまま名称にも反映させて「農業・農村振興条例」としたほうがよいのではないか。

そうするによって、たとえば国が一の足を踏んでいるデカツブリンク政策についても大胆に踏み込むなど、いま北海道に期待されている先進性を自治体農政の面でもいかんなく發揮すべき時がきていると思われる。

お 知 ら せ

「農業のもつ教育力」

— 農業・農村が育む人間性 —

シンポジウムの開催ご案内

北海道の農業振興に役立ちたいものと勉強会を重ねてきた農業関係者の有志が集まり、「農業のもつ教育力」についてのシンポジウムを開催・立案し、四月十四日開催に向け準備をしています。

当研究所では趣旨に賛同し後援するとともに、七戸所長の「農業の教育力」について基調講演を、また、畠田常務が実行委員を応諾するなど支援をしています。

開催要領の概要を次のとおり紹介します。是非多数参加下さい。

一、開催趣旨

近年、我が国では、農業・農村の多面的な機能の一つとして、アメーティ（快適さ）が着目されいますが、これはあくまでも「ゆ

とり」「レジャー」の対象としてであって、現状は観光の一部として扱われているに過ぎません。

これに対しても、諸外国のグリーンツーリズムは、教育の一環としてあって、家族ぐるみで自然豊かな農村にひたり、農業体験を通じて強く生きる力や、人間性を育

んだり、回復したりするために行われています。また、それが容易にできる社会の仕組みや農村景観の整備をしているのです。

我が国の教育のほとんどは、この認識の違いを認めないまま、進学中心の教育が行われ、子供たちが自然や農村から遠ざけられてしまい、そのために豊かな人間性の育成が欠けていると指摘する有職者の声も大きく取り上げられています。

農業・農村を経済行為あるいはそのための場所としか評価しないならば、農村特に中山間地帯の耕作放棄地が増え続け、食料供給の農地、景観資源が失われます。

今後、農業・農村のもつ多面的な機能・役割を持続的に果すことには、農業が生き残るために一助と

もあり、特に素晴らしい自然環境に恵まれている北海道が、ワーリングな食べ物の供給基地であると同

時に、人づくりの基地を田指す」とを願い、先進事例を参考に将来を考えるため、啓蒙活動の一端とするものです。

二、主催・共催

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会（委員長黒柳俊雄

札幌大学教授・北大名誉教授）を構成し主催、JJA北海道中央会、北海道新聞社との共催。

三、後援・協賛

北海道開発局、北海道、北海道教育庁、北海道市長会、北海道町

村委会、北海道経済連合会の他、報道機関、各種消費者団体、各種農業団体・企業などが後援または協賛。

六、参加人数・対象者など

一一五〇人程度を予定しており、趣旨に賛同または関心のある方。なお、参加費は無料。

七、参加申込み・問合わせ先

〒060 札幌市中央区北一条西七

住友海上札幌ビル八階

四、日時・場所

○平成九年四月十四日

午前九時半～午後四時半

○札幌市・道民活動振興センター
(財)農業会内)

「農業のもつ教育力」シンポジウム実行委員会・事務局

○申込みは四月四日まで

☎ 011(251)33255

FAX (271)51116

○課題発表①「森と牧場のある学

校」手塚郁恵氏（ホリステック教育研究会代表）

②「始まつた農業小学校」関田哲氏（農業小学校をつくる会代表幹事）

③「第五次産業としての農業」嘉田良平氏（京都大学農学部教授）

○公開討論会・座長・杉江良之氏（北海道新聞社論説委員）、講師を中心に参加者を含め行つ。

六、参加申込み・対象者など

○申込みは四月四日まで

☎ 011(251)33255

○基調講演「農業の教育力」七円

FAX (271)51116



<p>研究会・研修会等への報告者・講師の派遣</p> <p>(平成八年十一月～九年三月)</p>	<p>○ JJA 智恵文役職員・ 視察研修</p> <p>主催 JJA 智恵文 とき 平成8年11月15日</p> <p>テーマ 「農業・農協における今後の課題と戦略等について」</p> <p>講演者 富田 義昭（当研究所・常務理事）</p>	<p>○ 農業技術研究サークル・ 視察研修</p> <p>主催 士幌北地区たまごづくり とき 平成8年11月29日</p> <p>テーマ ①「畑作経営の所得確保に関する調査研究報告について」 ②「士幌町の農業構造変化の概要について」</p> <p>講演者 富田 義昭（当研究所・常務理事）</p>	<p>○ 第3回 JJA 「理事研修会」 主催 JJA 北海道中央会 とき 平成9年1月20日</p> <p>テーマ 「本道農業の基本問題と課題・新方向」</p> <p>講演者 七戸 長生（当研究所・所長）</p>	<p>○ 第6回 農業・バイオ部会 コメンテーター</p> <p>主催 日の丸農薬会・㈱日の丸 とき 平成9年1月13日</p> <p>テーマ 「北海道農業の将来像について」</p> <p>講演者 七戸 長生（当研究所・所長）</p>
<p>○ MOA 札幌自然食友の会・ 食農講座</p> <p>主催 MOA 札幌自然食友の会 とき 平成8年11月15日</p>	<p>○ 新農業基本法勉強会 北海道開発局</p> <p>主催 北海道農業技術センター とき 平成8年12月18日</p> <p>テーマ 「北海道における農業基</p> <p>本法の今日的評価－当時予測したこと、予測できなかつたこと－」</p> <p>講演者 七戸 長生（当研究所・所長）</p>	<p>○ 技術士有資格者 －技術士資格取得講習会－</p> <p>主催 北農会農業技術コンサル ティングセンター</p> <p>とき 平成9年2月3日</p> <p>テーマ 「最近における農業部門の分野別出題傾向と受験対策について」</p> <p>説明者 富田 義昭（当研究所・常務理事）</p>	<p>○ 第93回 北海道農業経済学会・ 個別報告</p> <p>主催 北海道農業経済学会 とき 平成9年3月21日</p> <p>テーマ 「北海道における畑作物の生産性と技術・施策誘導などの因果関係」II －馬鈴しょの生産・流</p>	<p>○ 平成8年度北海道農業試験 研究推進会議本会議・ 地域重点検討会 研究場</p> <p>主催 農林水産省北海道農業試 験場</p> <p>とき 平成9年2月14日</p> <p>テーマ 「北海道における農業經營の目指す姿」</p> <p>講演者 七戸 長生（当研究所・所長）</p>
<p>○ MOA 札幌自然食友の会・ 食農講座</p> <p>主催 MOA 札幌自然食友の会 とき 平成8年11月15日</p>	<p>○ 日の丸農薬会・特別講演</p>			

圃場情報管理システム

施肥設計シミュレーター

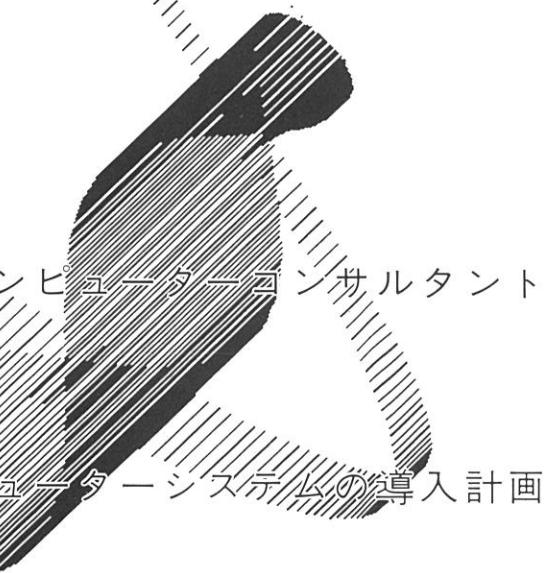
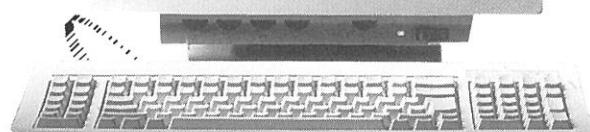
土壤分析値データベース



圃場情報		面積	面積番号	登録日
地名	農地番号	面積	面積番号	登録日
例: 佐野市	例: 00000000	例: 20.5	例: 00000000	例: 1991.1.1
例: 佐野市	例: 00000000	例: 20.5	例: 00000000	例: 1991.1.1
例: 佐野市	例: 00000000	例: 20.5	例: 00000000	例: 1991.1.1

施肥量(実用)		施肥量(実用)		施肥量(実用)	
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0

施肥量(実用)		施肥量(実用)		施肥量(実用)	
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0
例: 4.0	例: 125	例: 50.0	例: 15.0	例: 20.0	例: 18.0



土壤分析計とのオンラインデータベース

その他 各種委託プログラムの開発

ISC

Information system consultant CO.,LT

株情報システムコンサルタント

札幌市白石区南郷通19丁目北1-31 豊川ビル3F
☎ (011) 865-8272 FAX (011) 865-6596

おいしさって、
もうひとつ言葉なんだね。



おいしさに出逢うたび、人は知らず知らずのうちに笑顔になっていきます。おいしさから生まれる、食卓の笑顔。その中には、どんな言葉よりも深いコミュニケーションがあるのですね。食卓の笑顔が好きだから、いろんなおいしさに出逢ってほしいから。食卓の笑顔をチカラにかえて、豊かなおいしさをお届けします。おいしい笑顔のとなりには、いつもホクレン。

 ホクレン

北海道だから——クリーン農業推進宣言